

電ガネット 操作マニュアル

2025年6月

目次

1	はじめに	3
2	電子申請の方法	4
2-1.	手続作成の流れ	4
2-2.	発電事業届出	6
2-2-1.	提出	6
2-2-2.	問合せへの対応	21
2-2-3.	結果通知	27
2-3.	発電事業変更届出	29
2-3-1.	提出	29
2-3-2.	問合せへの対応	41
2-3-3.	結果通知	41
2-4.	発電事業承継届出	43
2-4-1.	提出	43
2-4-2.	問合せへの対応	46
2-4-3.	結果通知	46
2-5.	発電事業休止（廃止）届出	47
2-5-1.	提出	47
2-5-2.	問合せへの対応	50
2-5-3.	結果通知	50
2-6.	発電事業解散届出	51
2-6-1.	提出	51
2-6-2.	問合せへの対応	52
2-6-3.	結果通知	52
2-7.	電気工作物変更届出	53
2-7-1.	提出	53
2-7-2.	問合せへの対応	55
2-7-3.	結果通知	55
2-8.	特定自家用電気工作物接続届出	56
2-8-1.	提出	56
2-8-2.	問合せへの対応	56
2-8-3.	結果通知	56
2-9.	特定自家用電気工作物設置者変更届出	57

2-9-1.	提出	57
2-9-2.	問合せへの対応.....	59
2-9-3.	結果通知.....	59
2-10.	発電事業の財務計算に関する諸表.....	60
2-10-1.	提出.....	60
2-10-2.	問合せへの対応	61
2-10-3.	結果通知	61
2-11.	特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書	62
2-11-1.	提出.....	62
2-11-2.	問合せへの対応	63
2-11-3.	結果通知	63
2-12.	特定自家用電気工作物が一般送配電事業の電線路と電氣的に接続されている状態 なくなった場合の届出書.....	64
2-12-1.	提出.....	64
2-12-2.	問合せへの対応	65
2-12-3.	結果通知	65
2-13.	設備資金報	66
2-13-1.	提出.....	66
2-13-2.	問合せへの対応	68
2-13-3.	結果通知	68
3	その他	69
3-1.	手続の検索／確認	69
3-2.	印刷	74
3-3.	CSV 出力	75
3-4.	操作履歴の確認.....	77
3-5.	用語集.....	78
4	よくある質問	79
	改訂履歴	88

1 はじめに

本マニュアルは、電ガネットで可能な手続のうち、以下の届出について説明するマニュアルとなっております。

電ガネット共通の機能や、以下に記載以外の手続に関するマニュアルは、ホーム>初めてご利用になる方へから、ご確認ください。

【当マニュアルでの説明対象手続】

電ガネットにおける手続名	条文
発電事業届出	電気事業法第 27 条の 27 の第 1 項及び第 2 項
発電事業変更届出	電気事業法第 27 条の 27 の第 3 項
発電事業承継届出	電気事業法第 27 条の 29 において準用する法第 2 条の 7 第 2 項
発電事業休止（廃止）届出	電気事業法第 27 条の 29 において準用する法第 27 用の 25 第 1 項及び第 2 項
発電事業解散届出	電気事業法第 27 条の 29 において準用する法第 27 用の 25 第 1 項及び第 2 項
電気工作物変更届出	電気事業法第 9 条第 1 項及び第 2 項（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 9 条第 1 項及び第 2 項）
特定自家用電気工作物接続届出	電気事業法第 28 条の 3 第 1 項
特定自家用電気工作物設置者変更届出	電気事業法第 28 条の 3 第 1 項
発電事業の財務計算に関する諸表	電気事業法第 27 条の 2 第 2 項 及び電気事業会計規則第 39 条
設備資金報	電気関係報告規則第 2 条

2 電子申請の方法

2-1. 手続作成の流れ

【手続作成の流れ（概要）】

これまで紙に記載し提出していた届出を、電ガネット上で必要項目を入力し、必要な電子ファイルを添付したうえで、提出することが可能になりました。手続の作成～提出までの流れは以下のとおりです。

手続作成ステップ

- ▼ ホームページ
- ▼ 手続作成開始画面
- ▼ 基礎情報画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 詳細情報画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 書類添付画面（ 手入力部分あり）
- ▼ 提出前最終確認画面
- ▼ 提出完了画面

後述の 3-2. 以降には発電事業届出、発電事業変更届出、発電事業承継届出、発電事業休止（廃止）届出、発電事業解散届出の提出、問合せ対応、結果通知に関する操作の詳細を記載しています。上記 5 手続以外の届出についても、電ガネットで提出いただく際の提出、問合せ対応、結果通知に関する基本的な操作は、上記 5 手続と同様です。上記 5 手続以外の届出についても 3-2. 以降を参照ください。なお、ご不明点等があれば、ヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、上記 5 手続以外の届出については、手続開始時に過去に提出した届出を複写して開始することが可能になります。複写方法は以下 2 通りになります。

- ① 手続開始画面（手続開始画面までの流れは、「2-2-1.提出」参照）にて、「過去手続を複写して開始にチェックを入れて開始ボタン」を押下する。押下後に提出済の最新の手続内容が表示されるため、内容を確認して右上の複写ボタンを押下すると、過去に提出した最新の手続が複写された状態で手続開始となる。

※過去手続が存在しない場合、「過去手続を複写して開始にチェックを入れて開始ボタン」を押下後にエラーが表示されるため、表示内容に従って操作してください。

- ② 手続一覧画面（手続一覧の確認方法は、「[3-1.手続の検索/確認](#)」参照）にて、すべての手続一覧からステータスが完了を対象として複写を行う手続を選択する。選択後に提出済の手続内容が表示されるため、内容を確認して右上の複写ボタンを押下すると、過去に提出した手続が複写された状態で手続開始となる。

また、全ての手続共通で入力不足や不備があった場合、画面上部に警告画面が表示されます。必須項目が空欄だった場合には、項目にエラーが表示されます。該当箇所を修正し、再度「次へ」ボタンを押下してください。

必須項目が空欄だった場合の警告画面（イメージ）

管理番号: E-N01-00009619 作成中

発電事業届出

acqap-denga-dt1.pegcloud.net の内容
フォームを確定する前に、フラグの付いたフィールドを修正ください。

閉じる 印刷 廃棄 保存 次へ

基礎情報

基礎情報を入力してください。

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

届出基礎情報

手続名
発電事業届出

提出先*
選択してください

提出区分
 本人提出 代理人による提出

項目に不備があった場合のエラー（イメージ）

商号又は名称*
電力ネット株式会社

商号又は名称 (フリガナ)*
例: デンシシンセイカブシキガイシャ
値は空白にできません

代表者役職*
例: 代表取締役社長
値は空白にできません

入力項目が所定の条件を満たしていない場合のエラー（イメージ）

管理番号: E-N01-00000103 作成中

発電事業届出

閉じる 印刷 廃棄 保存 次へ

商号又は名称 (フリガナ): 全角カナで入力してください。

基礎情報

基礎情報を入力してください。

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

2-2. 発電事業届出

2-2-1. 提出

新しく発電事業を営む場合は、こちらの届出を提出ください。

発電事業届出を提出する際は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）への加入申込書の写し、もしくは加入通知書の写しの提出が必要です。OCCTO 未加入の場合は、OCCTO に加入申込書を提出後に届出の作成を開始してください。

（参考）電力広域的運営推進機関（OCCTO）：<https://www.occto.or.jp/>

トップページで「手続を作成する」を押下、もしくはメニューバーから「新規手続」メニューを選択し、新規手続選択画面で「発電事業届出」を押下してください（下図の赤枠部分）。

トップページ（イメージ）



「新規手続」メニュー> 新規手続画面（イメージ）



通常の提出の場合は、提出区分で「本人提出」を選択し、〈開始〉ボタンを押下してください。
代理人提出の場合には、「代理人による提出」を選択してください（[2-5.委任について](#)を参照）。

発電事業届出>手続作成開始画面（イメージ）

New 発電事業届出

次の事項を確認して手続を開始してください。（これらの情報はあとで変更できます）

1. 届出を行う事業者の情報を確認してください。

提出区分
 本人提出 代理人による提出

法人番号
7020033007756

商号又は名称
UATテスト2株式会社

発電事業の届出年月日
2023/02/14

代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不随、資押印）又は委任状に準ずる書類の添付または、G/E/Eの委任者として指定されている必要があります。

注意事項

- (1) 発電事業を営もうとする場合、発電事業届出を提出してください。
- (2) 発電事業届出は実際に発電事業を営むまでに提出を行ってください。立地可能性調査を終えて、発電事業のための用地取得の開始する場合等によっては届出を行うことが望ましいです。なお、届出を行わずに発電事業を営んだ場合、電気事業法違反となりますのでご注意ください。
- (3) 特定自家用電気工作物設置者が発電事業者になる場合、特定自家用電気工作物設置者に係る届出（「特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書」の届出）を行うことを要しません。
- (4) 発電事業届出書は、事業者がその設置する全ての発電用の電気工作物について1部提出してください。（発電用の電気工作物又は特定発電用電気工作物ごとに管理者（発電所長等）が提出するものではありません）。
- (5) 「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」には、特定発電用の電気工作物に該当しない電気工作物も含め、全て記載してください。ただし、同一の接続地点に接続している、一または二以上の発電用の電気工作物の出力の合計が1,000kW未満の場合は入力不要です。なお、電力ネットワークシステム内で、「発電用の電気工作物」で提供用途を「発電事業」を選択した場合が該当します。
- (6) 「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」は、特定自家用電気工作物に該当する発電用の電気工作物のみ記載してください。出力が1000kW未満の発電用の電気工作物や太陽電池発電および風力発電による電気工作物は記載を要しません。なお、電力ネットワークシステム内で、「発電用の電気工作物」で提供用途を「専ら自己の消費」を選択した場合が該当します。
- (7) 電力広域的運営推進機関の会員でない場合、発電事業届出の提出前に広域機関へ加入仮申請の手続を行う必要があります。詳細は、記載要領をご確認ください。既に広域機関の会員である場合は、発電事業届出書の提出時に広域機関加入通知書の写しを併せて添付してください。
- (8) 発電事業届出状況が「営業」または「休止」の事業者は提出いただけません。
- (9) 提出中の手続がある事業者は提出いただけません。

■記載要領（資源エネルギー庁ホームページ）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/

閉じる 開始

【基礎情報画面】

基礎情報画面にて、必要事項を入力してください。項目名に「*」がついている項目は、入力必須項目になります。項目にカーソルをあてると、「黒い吹き出し」で入力の際の注意点が表示される場合があります。また、各項目には「灰色の文字」で入力例が表示されています。これらの入力補助機能を参考にしながら、入力作業を実施してください。入力が完了したら、〈次へ〉ボタンを押下してください。なお、番号が振られているボタンの説明は次ページの表に記載しております。

発電事業届出>基礎情報画面（イメージ）

管理番号: E-N01-00012570 作成中

発電事業届出

閉じる 印刷 廃棄 保存 次へ

基礎情報

基礎情報を入力してください。

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

基礎情報

届出基礎情報

手続名
発電事業届出

提出先*
選択してください

提出区分
 本人提出 代理人による提出

連絡先情報

氏名又は名称
例: でんしんせい株式会社

所属・役職
例: 電力課

氏名(姓)
例: 田中

氏名(名)
例: 太郎

氏名(セイ)
例: タナカ

氏名(メイ)
例: タロウ

メールアドレス*
例: example@example.com

全角カタカナで入力してください。

電話番号*
例: 08011112222 (ハイフン無し・半角数字)

郵便番号
例: 1112222 (ハイフン無し・半角数字)

1. 住所検索 クリア 2. 提出者情報の本店所在地をコピー

都道府県
選択してください

市区町村以降住所
例: 港区0-1-0**ビル

3. + 連絡先を追加

4. 削除

5. 閉じる 6. 印刷 7. 廃棄 8. 保存 9. 次へ

10. ↑ 上に戻る

各ボタン等の用途は、以下のとおりです。

No.	アイコン	説明
1		郵便番号を入力した後にボタンを押下すると、住所を自動入力します。
2		提出者情報の本店所在地を自動入力します。
3		連絡先が複数ある場合は、連絡先情報の入力欄を追加します。
4		連絡先情報を削除します。
5		トップページ/検索結果一覧に戻ります。
6		電ガネットの印刷機能で画面を印刷することができます。詳細は「 4-2.印刷 」を参照ください。
7		作成中の手続を廃棄します。提出前の手続のみ廃棄可能です。一度廃棄を実行すると、以後参照することはできません。
8		作成中の手続を一時的に保存します。ボタンを押下した後も編集することが可能です。
9		手続の提出手順を次に進めます。 画面に表示されている手続情報を入力完了した後に押下します。
10		編集画面の最上部に戻ります。

【詳細情報画面】

詳細情報画面にて、必要事項を入力してください。

発電事業届出> 詳細情報画面 (イメージ)

事業者情報

法人番号
111111111111111111 法人情報検索 クリア 法人番号がない方 **1.** 提出者情報をコピー

商号又は名称* 商号又は名称(フリガナ)*

代表者役職* 代表者氏名(姓)*

代表者氏名(名)* 代表者氏名(セイ)*

代表者氏名(メイ)* 公表用電話番号*

営業所情報

名称*

郵便番号 住所検索 クリア **2.** 事業者情報の本店所在地をコピー

郵便府県* 市区町村以降住所*

3. + 営業所を追加 **4.**

各ボタン等の用途は、以下のとおりです。

No.	アイコン	説明
1	提出者情報をコピー	事業者情報が提出者情報と一致する場合に、ボタンを押下すると、提出者情報が自動入力されます。
2	事業者情報の本店所在地をコピー	営業所の住所が事業者情報の本店所在地と一致する場合に、ボタンを押下すると、住所が自動入力されます。
3	+ 営業所を追加	営業所が複数ある場合に、営業所情報の項目を追加できます。
4		押下すると、営業所のデータが削除されます。

「発電専用電気工作物」セクションでは、原動力等詳細情報を複数入力することが可能で、操作ステップは次のとおりです。

- ① <+ 発電専用電気工作物を追加> ボタンを押下し、必要情報を入力してください。
 (※)「特定発電専用電気工作物の出力 (kW)」 「特定発電専用電気工作物の接続最大電力 (kW)」については、後続の原動力等詳細情報を入力後自動計算されます。後続の②~⑤の手順実施後に値を確認してください。
- ② <編集する> ボタンを押下すると別画面に遷移します。
 <+ 原動力等詳細情報を追加> を押下し、原動力等詳細情報入力セクションを表示し、必要な情報を入力してください。

発電事業届出> 詳細情報画面> 発電専用電気工作物 (イメージ)

- ③ <+ 原動力等詳細情報を追加> を押下し、原動力等詳細情報を入力します。

- ④ ③完了後、＜設定＞ボタンを押下してください。原動力が複数ある場合は、③④を繰り返してください。
- ⑤ 原動力等詳細情報の編集セクション内で＜閉じる＞ボタンを押下してください。

発電事業届出＞詳細情報画面＞発電等電気工作物＞原動力等詳細情報の編集（イメージ）

③

+ 原動力等詳細情報を追加

電気工作物名称 (号機名等)	原動力の種類	原動力の燃料 (主燃料)	原動力の燃料 (その他混焼燃料)	運転状況	運転開始の (予定) 年	出力 (kW)	常時出力 (kW)	常時せん頭出力 (kW)	逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有無
1	原動力 (1)	--	--	--	--	--	--	--	無

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類*
選択してください

出力 (kW) *
例: 123,456

運転状況*
選択してください

運転開始の (予定) 年

備考

閉じる 設定

+ 原動力等詳細情報を追加

閉じる

※提供用途で（蓄電用）を選択すると、原動力の種類に「蓄電池」が自動入力されます（変更不可）。運転状況は（発電用）を選択した場合と同様の選択肢が表示されます。

提供用途*

発電事業 (発電用)

蓄電事業 (蓄電用)

専ら自己の消費 (発電用)

運転状況

発電所等の名称*

発電所 (2)

原動力等詳細情報の編集

+ 原動力等詳細情報を追加

電気工作物名称 (号機名等)	原動力の種類	原動力の燃料 (主燃料)	原動力の燃料 (その他混焼燃料)	運転状況	運転開始の (予定) 年	出力 (kW)	常時出力 (kW)	常時せん頭出力 (kW)	逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有無
1	原動力 (1)	--	--	--	--	--	--	--	無

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類
蓄電池

出力 (kW) *
例: 123,456

運転状況*
選択してください

運転開始の (予定) 年

備考

閉じる 設定

+ 原動力等詳細情報を追加

- ⑥ 発電専用電気工作物、原動力等詳細情報に入力不備がないことを確認し、「発電専用電気工作物」欄の<設定> ボタンを押下してください。

発電事業届出> 詳細情報画面> 発電専用電気工作物 (イメージ)

発電専用電気工作物

+ 発電専用電気工作物を追加

種別状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (Hz)	特定発電専用電気工作物の出力 (kW)	特定発電専用電気工作物の接続最大電力 (kW)	供給の相手方	供給の内容
1		発電所 (1)			0	0		

種別状況
稼働

提供用途*

発電事業 (発電用) 専ら自己の消費 (発電用)

発電所等の名称*

発電所 (1)

周波数 (Hz) *

選択してください

郵便番号

例: 1112222 (ハイフン無し・半角数字) 住所検索 クリア

都道府県*

選択してください 市区町村*

例: 横浜市

特定発電専用電気工作物の出力 (kW) 100,000 編集 特定発電専用電気工作物の接続最大電力 (kW) 100,000 編集

特定発電専用電気工作物の接続最大電力のうち自己託送に係る電力 (kW) *

例: 123,456 自己託送を行うが、電気工作物ごとの自己託送電力を特定できないため記入不可

供給の相手方 接続の状況

原動力等詳細情報

編集する

電気工作物名称 (号機名 等)	原動力の種類	原動力の燃料 (主燃料)	原動力の燃料 (その他副燃料)	運転状況	運転開始の (予定) 年月日	出力 (kW)	接続出力 (kW)	接続せん漏出力 (kW)	逆潮流防止設備を備へた保護リレーの設置有無	
1	原動力 (1)	火力	石油 (重油)	石炭	稼働中	--	100,000	--	--	無

⑥ 設定

閉じる

+ 発電専用電気工作物を追加

原動力等詳細情報の出力を入力後に、自動計算結果を確認します。

自動計算の結果と異なる数値を入れたい場合は「編集」を押下することで手動入力も可能です。

各ボタン等の用途は、以下のとおりです。

No.	アイコン	説明
1		発電等用電気工作物を新規作成する際に押下します。発電等用電気工作物が複数ある場合は、当項目を押下することで複数登録が可能です。
2		原動力等詳細情報の追加・編集を行う際に押下します。
3		原動力等詳細情報を新規追加する際に押下します。発電等用電気工作物に紐付く原動力が複数ある場合は、当項目を押下することで複数登録が可能です。
4		「特定発電等用電気工作物の出力 (kW)」「特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW)」で、自動計算された結果を手動で変更する場合に押下します。押下すると手動で値を変更することが可能です。
5		「特定発電等用電気工作物の出力 (kW)」「特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW)」で、手動で変更した値を再度自動計算する場合に押下します。

(参考)原動力の種類について

「原動力の種類」で選択した値によって、入力項目が一部変更となります。

1. 「火力 (汽力) 」または「火力 (内燃力) 」または「火力」を入力した場合

「原動力の燃料 (主燃料) 」が入力必須項目となります。また、「原動力の燃料 (その他混焼燃料) 」が入力可能となります。

原動力等詳細情報の編集

[+ 原動力等詳細情報を追加](#)

	電気工作物名称 (号機名等) ▾	原動力の種類 ▾	原動力の燃料 (主燃料) ▾	原動力の燃料 (その他混焼燃料) ▾
1	原動力 (1)	火力	--	--

電気工作物名称 (号機名等)

原動力の種類*

原動力の燃料 (主燃料) *

原動力の燃料 (その他混焼燃料)

2. 「水力（一般）」または「水力（揚水）」を入力した場合

「常時出力」及び「常時せん頭出力」の入力が可能となります。「常時出力」及び「常時せん頭出力」は、0と設定されている場合は0と記載してください。設定されていない場合入力不要です。

原動力等詳細情報の編集

+ 原動力等詳細情報を追加

	電気工作物名称 (号機名等)	原動力の種類	原動力の燃料 (主燃料)	原動力の燃料 (その他混焼燃料)	運転状況	運転開始の (予定) 年月日	出力 (kW)
1	原動力 (1)	水力 (一般)	--	--	稼働中	--	100,000

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類*
水力 (一般)

出力 (kW) *
100000

常時出力 (kW)
例: 123.45

常時せん頭出力 (kW)
例: 123.56

運転状況*
稼働中

(参考)原動力の運転状況について

運転状況の選択肢は以下の通りです。「稼働時期未定」については、原動力の種類が「原子力」の場合のみ表示します。

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類*
原子力

出力 (kW) *
100000

運転状況*
稼働中

選択してください
工事中
稼働中
休止中
稼働時期未定

<選択肢>
・工事中
・稼働中
・休止中
・稼働時期未定(原動力の種類：原子力の場合のみ表示)

(参考)風力発電等、原動力が多い場合の入力方法について

発電等用電気工作物に紐付く原動力は、原則 1 基ずつの入力をお願いいたします。ただし、数が膨大で入力作業が大変な場合、かつ、同じ出力数の原動力については、簡略化を可としております。この場合、原動力等詳細情報の出力には原動力の合計を入力し、備考欄に「〇〇KW×40基」等の記載をして頂くようお願いいたします。

発電事業届出 > 詳細情報画面 > 発電等用電気工作物 > 原動力等詳細情報 (イメージ)

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類*
風力

出力 (kW) * 40000 運転状況* 稼働中

運転開始の (予定) 年月日

備考
1000kW × 40基

(参考)逆潮流防止設備を含む保護リレー設置の有無について

発電等用電気工作物「提供用途」にて「専ら自己の消費」を選択している場合、原動力等詳細情報内に「逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有」が選択可能となります。逆潮流防止設備を含む保護リレーを設置している場合は、「逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有」にチェックをつけてください。

電気工作物名称 (号機名等)
原動力 (1)

原動力の種類*
選択してください

出力 (kW) * 40000 運転状況* 稼働中

運転開始の (予定) 年月日

逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有

【添付書類画面】

詳細情報画面での入力完了し、次に進むと、「添付書類」画面が表示されます。画面上部の説明文や右側に表示される注意書きを参照のうえ、添付が必要な書類を確認してください。

- ① アップロード対象の書類のチェックボックスにチェック☑を入れてください。
- ② <新規追加> ボタンを押下し、ファイル添付画面を開いてください。
- ③ 添付書類のファイルをアップロードしてください

発電事業届出> 添付書類画面（イメージ）

添付書類

添付書類を登録してください

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

添付書類

- 「発電所の住所及び所在のわかる地図」を添付してください。
- 一般送配電事業者の電気供給を行うことを約している場合は、「一般送配電事業者との契約書の写し」を添付してください。

① 発電所の全体図

- 発電所の住所及び所在のわかる地図
- 電力広域的運営推進機関への加入申込書の写し
- 電力広域的運営推進機関への加入通知書の写し
- 一般送配電事業者との契約書の写し
- その他

※一般送配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（既設用電源、緊急供給、最終保護供給等としての電気供給）を行うことを約している場合、要添付

② 新規追加

- ④ アップロードしたファイルのカテゴリを選択してください。この際、①でチェック☑を入れた内容とカテゴリの種類が一致していないと手続を提出できないので、ご注意ください。
- ⑤ 必要に応じて、添付ファイルの説明を記載してください。

添付書類画面> ファイル添付画面（イメージ）

ファイル添付

必要なファイルを添付してください。（1ファイルにつき最大10MB）

③

ファイルをドラッグして、ここにドロップ

または

ファイルを選択

④ カテゴリ

発電所の全体図

選択..

- 発電所の全体図
- 発電所の住所及び所在のわかる地図
- 電力広域的運営推進機関への加入申込書の写し
- 電力広域的運営推進機関への加入通知書の写し
- 一般送配電事業者との契約書の写し
- その他

⑤ 説明*

発電所の全体図です。

⑥

添付

ファイル

テスト用書類.docx

- ⑥ <添付> ボタンを押下して、画面を閉じてください。
- ⑦ 添付した書類を確認したい場合は、ファイル形式のアイコンを押下してください。ファイル形式の種類によって、プレビュー表示やダウンロードができるものがあります。詳細は下記の一覧を参照ください。
- ⑧ 添付書類の内容を確認し、<次へ> ボタンを押下してください。

発電事業届出> 添付書類画面 (イメージ)

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	発電所の全体図 テスト用書類	13.5KB	テスト用書類.docx 2022/01/28 14:00

特記事項

提出先への連絡事項

注意事項

- 水力発電所の場合は、発電出力及び発電せん送出力を備考欄に記載すること。
- 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容を記載すること。
- 該当事項のない場合は、省略すること。

閉じる 戻る 印刷 廃棄 保存 次へ

【添付可能なファイル形式について】

アイコン	説明	プレビュー表示	ダウンロード
	拡張子が pdf のファイル添付時に表示されます（※）。	○	○
	拡張子が xls、xlsx のファイル添付時に表示されます（※）。	×	○
	拡張子が doc、docx のファイル添付時に表示されます（※）。	×	○
	拡張子が txt のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が png、bmp、jpeg、jpg、tif、tiff のファイル添付時に表示されます。	○ ※tif、tiff の場合は不可	○
	拡張子が ppt、pptx のファイル添付時に表示されます（※）。	×	○
	上記以外のファイル添付時（rtf、csv、tsv、zip 等）に表示されます（※）。	×	○

※パスワードの設定を行ったファイルは添付できません。

【最終確認画面】

- ① 手順の内容に確認事項がある場合に、確認メッセージが表示されます。
修正する必要がない場合は、「上記を確認しました。」のチェックボックスにチェック✓を入れてください。
- ② 修正する場合は<戻る> ボタンを押下して、該当項目を修正してください。
- ③ 手順提出内容を最終確認し、<提出> ボタンを押下してください。

発電事業届出> 最終確認画面 (イメージ)

提出完了画面で<閉じる> ボタンを押下してください。ステータスが「確認中」になっている間は、審査者側からの通知が来るまで必要な作業はありません。

発電事業届出> 提出完了画面 (イメージ)

2-2-2. 問合せへの対応

手続の内容に不備や不明点等があった場合、提出担当者のメールアドレスへ、審査者（資源エネルギー庁ないし経済産業局）から問合せのメールが届きます。メールに添付された URL を押下すると、電ガネットのログイン画面へ遷移します。

問合せ通知メール（イメージ）

電ガ 太郎 様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。
下記 URL から電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号: E-N01-000000XX
手続: 発電事業届出
ログイン画面 URL: <http://denga-net.meti.go.jp/prweb/PRAuth>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>
050-2018-7696
<受付時間>
平日 9:00～18:00

問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示されます。

該当の手続と問合せ内容を確認するためには、ホームページの「差戻し」を押下する、もしくは「手続一覧」メニューを選択し、「差戻しの手続」一覧から、受領した通知メールに記載されている管理番号が記載されている手続の行を押下してください。

「手続一覧」メニュー>手続一覧画面（イメージ）

電ガネット

ホーム

新規手続

手続一覧

アカウント管理

よくあるご質問

お知らせ

手続一覧

作成中の手続

作成日	管理番号	手続名
2025/06/23	E-N01-00012852	発電事業届出
2025/06/19	E-N02-00005641	発電事業変更届出
2025/06/18	E-N01-00012850	発電事業届出

受理・審査待ちの手続

提出日	管理番号	手続名
2025/06/20	G-N04-00000047	(小売) 供給計画届出
2024/12/04	E-N16-00000017	小売電気事業休止（廃止）...
2025/06/17	E-N11-00003326	小売電気事業変更届出

差戻しの手続

差戻し発生日	管理番号	手続名
2025/02/19	G-N01-00002182	ガス小売事業氏名等変更届出
2025/02/19	G-N02-00001693	ガス小売事業変更届出
2025/02/12	G-N02-00001690	ガス小売事業変更届出

届出情報タブの詳細画面にて、問合せ内容を確認することができます。また、画面右側の「お問合せ詳細」に、問合せの詳細が記載されている場合があります。お問合せ詳細の青文字部分を押下すると、届出情報の該当箇所に自動でスクロールされます。必要に応じて、該当項目の修正等を実施してください。

手続画面>届出情報タブ (イメージ)

問合せ中

問合せ内容

種別
記載内容の修正依頼

内容
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度届出してください。

届出情報 問合せ

届出情報
基礎情報

届出基礎情報

手続名
発電事業届出

届出区分
本人届出

届出先 *
関東経済産業局長

審査者からのコメント
お問合わせ詳細

連絡先情報 - 市区町村以降住所 (1)

内容
番地を記入してください。

手続画面>届出情報タブ (イメージ)

連絡先情報

商号又は名称 例：でんしんせい株式会社	所属・役職* 電力課
氏名(姓)* 田中	氏名(名)* 太郎
氏名(セイ)* タナカ	氏名(メイ)* タロウ
メールアドレス* tanakataro@denga.com	電話番号* 09011111111
郵便番号 例：1112222 (ハイフン無し・半角数字)	<input type="button" value="住所検索"/> <input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="提出者情報の本店所在地をコピー"/>
都道府県* 大阪府	市区町村以降住所* 箕面市

+ 連絡先を追加

お問合わせ詳細

連絡先情報 - 市区町村以降住所 (1)

内容
番地を記入してください。

過去の問合せ内容は、問合せタブの「問合せ一覧」から確認できます。

問合せ内容を踏まえて手続を取下げする場合は、〈取下げ〉ボタンを押下すると、手続を取り下げることができます。取下げした場合、同じ手続を再度提出することはできないため、新しく発電事業届出の作成が必要となります。

問合せ内容の確認・修正が完了し、手続を再提出する場合、問合せ一覧で〈回答する〉ボタンを押下すると、問合せ回答画面が表示されます。

問合せタブ> 問合せ一覧 (イメージ)

届出情報 **問合せ**

問合せ一覧

問合せ日時	問合せ種別	問合せ本文	回答日時	回答本文	回答者
2022/03/07 14:14	記載内容の修正依頼	以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。	--	--	--

閉じる

印刷

取下げ

保存

回答する

「回答本文」に、問合せに対する回答を記入し、＜提出前確認へ＞ボタンを押下してください。

問合せ回答画面（イメージ）

問合せ回答 ×

種別
記載内容の修正依頼

内容
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

回答本文 *

閉じる 提出前確認へ

提出前確認画面（イメージ）

問合せ回答内容の確認

問合せ内容

種別
記載内容の修正依頼

内容
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

回答本文
修正しました。

連絡先情報

商号又は名称 —	所属・役職 電力課
氏名（姓） 田中	氏名（名） 太郎
氏名（セイ） タナカ	氏名（メイ） タロウ
メールアドレス tanakataro@denga.com	電話番号 09011111111
郵便番号 —	
都道府県 大阪府	市区町村以降住所 箕面市1-1

お問合わせ詳細

連絡先情報 - 市区町村以降住所 (1)

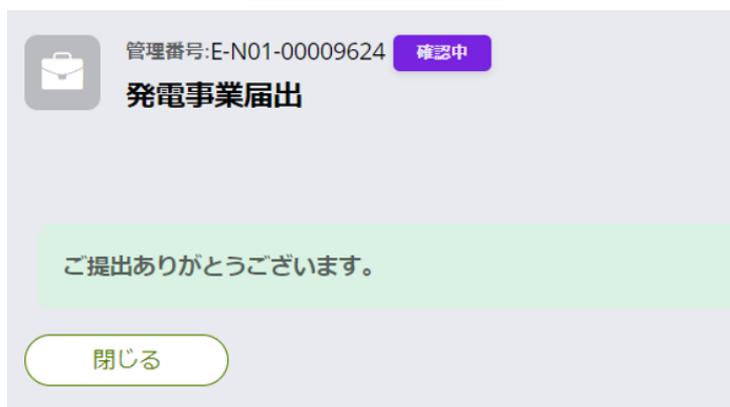
内容
番地を記入してください。

閉じる 戻る 取下げ 保存 提出

問合せ回答内容の確認画面では、問合せ回答画面で記入した回答本文が、画面上部に表示されます。修正した箇所は、ハイライト表示されます。修正内容を確認し、〈提出〉ボタンを押下してください。

提出完了画面が表示されるので、〈閉じる〉ボタンを押下してください。問合せ回答が完了となり、審査者に通知が送信されます。

提出完了画面（イメージ）



場合によっては、問合せが複数回実施されることがあります。その場合には、都度、提出者宛てに通知メールが送信されるので、内容を確認し、回答ないしは手続の取下げを実施してください。

2-2-3. 結果通知

届出が受理されると、提出者のメールアドレスへ受理完了の通知メールが送信されます。

なお、審査者と提出者の間で該当手続の取下げの合意がなされた場合、提出者が取下げ処理をした場合は審査者に、審査者が取下げ処理をした場合には提出者に、取下げの通知メールが送信されます。

受理通知メール（イメージ）

電ガ 太郎様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続を受理しました。
提出いただいた内容については、下記 URL から電ガネットにログインし、ご確認いただけますようお願いいたします。

管理番号: E-N01-000000XX
手続: 発電事業届出
ログイン画面 URL: <http://denqa-net.meti.go.jp/prweb/PRAuth>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>
050-2018-7696
<受付時間>
平日 9:00～18:00

取下げ通知メール（イメージ）

電ガ 太郎様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続が担当者より取下げられました。

管理番号: E-N01-000000XX
手続: 発電事業届出
ログイン画面 URL: <http://denqa-net.meti.go.jp/prweb/PRAuth>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>
050-2018-7696
<受付時間>
平日 9:00～18:00

電ガネット上で結果を確認する場合には、ログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択してください。取下げた届出を確認したい場合は、「取下げを含む」にチェック✓を入れてください。審査者が取下げた手続についても、チェック✓を入れることで表示させることができます。

該当する届出の行を押下すると結果を確認することができます。通知メール記載の管理番号を利用してフィルタにかけると、より簡単に該当する届出を見つけることが可能です。

「手続一覧」メニュー>手続一覧画面（イメージ）

すべての手続

法令 手続選択 提出先
電気事業法 発電事業届出 経済産業大臣 取下げを含む

手続件数： 1 手続情報出力 発電所情報出力 原動力情報出力
営業所情報出力

ステータス	管理番号	手続名	初回提出日	受理日	施行日	事業者 商号又は名称	提出者氏名	文書番号	提出先
		発電事業届出	2023/04/04	2023/04/05		小豆島町	kusano satoshi	20230405-E-N01-00009014	経済産業大臣

フィルタをクリア

検索テキスト
E-N01-00009014

適用 キャンセル

届出が受理された場合には、審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載されます。

受理完了後は、届出の編集はできません。届出の提出内容に変更が生じた場合は、発電事業変更届出を提出してください。

手続一覧画面>手続画面（イメージ）

管理番号:E-N01-00009014 完了

発電事業届出

閉じる 印刷

届出情報 **審査**

審査に係る情報

受理日 2023/04/05	文書番号 20230405-E-N01-00009014
-------------------	---------------------------------

2-3. 発電事業変更届出

2-3-1. 提出

メニューで「新規手続」を押下し、「発電事業変更届出」を押下してください。

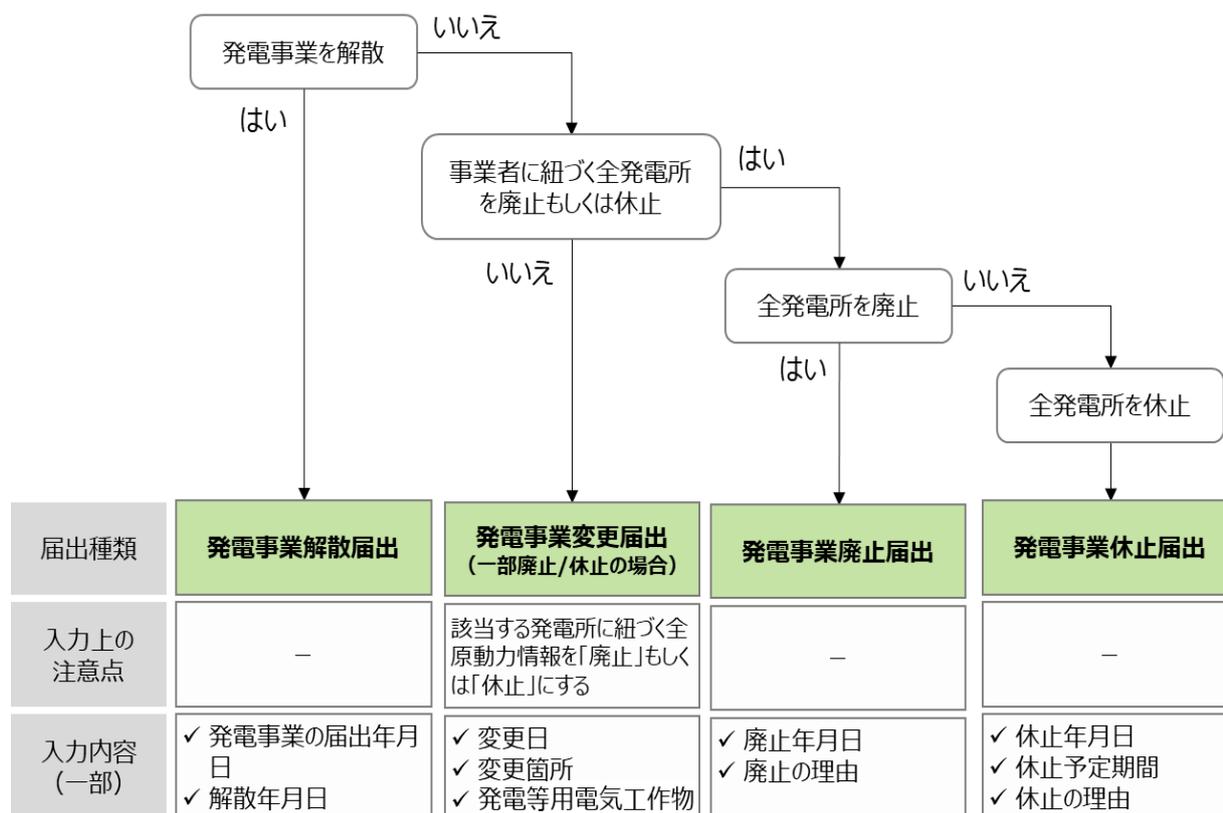
「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



発電事業変更届出提出時の主な留意点は以下の通りです。

- ・ 既存の発電事業の内容を変更する場合は、こちらの届出を提出ください。ただし、事業者に紐づく全ての発電所を廃止または休止する場合は、「発電事業休止（廃止）届出」、事業を解散する場合は、「発電事業解散届出」を提出してください。（※参考 1）
- ・ 発電事業状況が「廃止」または「解散」となっている事業者は本届出を提出いただけません。
- ・ 届出情報には変更内容だけでなく、変更後の全ての情報を登録してください。
- ・ 発電所を一部廃止、一部休止する場合は、発電所に紐づく全ての原動力の運転状況を「廃止」または「休止」としてください。
- ・ 変更が生じる届出事項によって提出するタイミングが異なります。記載要領から抜粋して纏めておりますので、詳細は記載要領をご確認ください。（※参考 2）

※参考 1：発電事業の廃止・休止・解散に関して、各ケースで選択すべき手続は以下のとおり



※参考 2：提出タイミングについては以下のとおり（記載要領から抜粋）

#	提出タイミング	変更内容(記載要領から抜粋)	電ガネット内該当項目
1	事後遅滞なく届出	名称及び代表者の氏名	事業者情報内「氏名又は名称」、「代表者氏名」
		住所	事業者情報内「本店所在地」
		主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地	営業所情報内の項目
		(電気工作物自体の出力に変更が生じない) 特定発電等用電気工作物の出力及び接続最大電力	発電等用電気工作物内「特定発電等用電気工作物の出力 (kW)」、「特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW)」
		一般送配電事業者又は配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給(調整用電源等としての電気供給)を行うことを約している場合は、その供給の相手先及びその内容	発電等用電気工作物内「供給の相手方」、「供給の内容」
		専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力	発電等用電気工作物内「提供用途」で、「専ら自己の消費(発電用)」を選択した場合の各該当項目
		専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物に係る設置の場所、周波数、出力及び容量	発電等用電気工作物内「提供用途」で、「専ら自己の消費(蓄電用)」を選択した場合の各該当項目
		運転開始の(予定)年月日	発電等用電気工作物>原動力等詳細情報内「運転開始の(予定年月日)」
	電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	連絡先情報内の項目	
2	変更の10日前までに届出	発電事業の用に供する電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数	発電等用電気工作物内「提供用途」で、「発電事業(発電用)」「発電事業(蓄電用)」を選択した場合の各該当項目

#	提出タイミング	変更内容(記載要領から抜粋)	電ガネット内該当項目
		発電事業の用に供する電気工作物に係る出力の変更のうち以下のいずれかの要件に該当する場合 ■ 発電事業の用に供する電気工作物に係る出力の増加 ■ 発電事業の用に供する電気工作物において 10 万 kW 未満の出力減少 ■ 発電事業の用に供する出力 10 万 kW 未満の電気工作物の廃止または再稼働の見込みがない休止。	発電等用電気工作物の「特定発電等用電気工作物の出力 (kW)」の合計
3	変更の 9 か月前までに届出	発電事業の用に供する電気工作物に係る出力の変更のうち以下のいずれかの要件に該当する場合 ■ 発電事業の用に供する電気工作物において 10 万 kW 以上の出力減少 ■ 発電事業の用に供する出力 10 万 kW 以上の電気工作物の廃止または再稼働の見込みがない休止	発電等用電気工作物の「特定発電等用電気工作物の出力 (kW)」の合計

【基礎情報画面】

手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[3-2-1. 提出](#)を参照）。

【詳細情報画面】

<詳細情報画面-変更事項>

変更詳細情報画面の変更事項欄には、変更理由や必要な情報を入力してください。**変更箇所だけでなく、変更後の事業者が発電事業として使用する全ての発電等用電気工作物、原動力等詳細情報を入力してください。**

- ① 変更箇所が複数存在する場合は、<+ 変更事項を追加> を押下し、変更事項情報を入力してください。
- ② 変更理由が他法人への事業譲渡の場合、法人情報を入力してください。<法人情報検索> ボタンを押下し、譲渡元/譲渡先の法人番号または法人名を入力して該当する法人名を選択したら、<設定> ボタンを押下してください。法人番号がない場合は、「法人番号がない方」の左チェックボックスにチェック✓を入れてください。
- ③ 過去に受理した届出の情報が自動入力されているため、変更が必要な項目を修正してください。
- ④ 修正が完了したら、<次へ> ボタンを押下してください。

発電事業変更届出>詳細情報画面> 変更事項（イメージ）

管理番号 E-NO2-00001997 作成中

発電事業変更届出

閉じる 戻る 印刷 廃棄 保存 ④ 次へ

詳細情報

詳細情報を入力してください

基礎情報 ② 詳細情報 ① 添付書類 最終確認

変更事項

変更日* 変更箇所* (詳細情報) 発電用の電気工作物

事業開始予定日が届出時より早期になった場合は、変更日はその事実が明らかになった日としてください。

変更理由詳細・変更項目* 例：第一発電所をA株式会社へ譲渡

譲渡元/譲渡先事業者法人番号 法人情報検索 クリア 法人番号がない方

譲渡元/譲渡先事業者名 例：でんしんせい株式会社

+ 変更事項を追加

法人情報検索画面（イメージ）

法人情報検索

法人番号または法人名

検索

法人番号	法人名	郵便番号	本社所在地
11111112	電ガネット株式会社2		

閉じる

設定

発電事業変更届出＞詳細情報画面＞項目の修正(例)

代表者氏名（姓）*	山田
代表者氏名（セイ）*	ヤマダ

→

代表者氏名（姓）*	佐藤
代表者氏名（セイ）*	サトウ

<詳細情報画面-事業者情報>

・過去に受理された届出情報を基に、事業者情報が自動表示されます。変更がある場合は、該当箇所を上書きしてください。

<詳細情報画面-営業所情報>

・過去に受理された届出情報を基に、営業所情報が自動表示されます。変更がある場合は、該当箇所を上書きしてください。

・営業所の追加がある場合は<+ 営業所を追加>を押下し、営業所情報の追加をしてください。

・主たる営業所は一番上にくるように記載をお願いします。

発電事業変更届出>詳細情報画面>営業所情報（イメージ）

営業所情報

名称*
ABC営業所

郵便番号
例：1112222（ハイフン無し・半角数字）
住所検索 クリア 事業者情報の本店所在地をコピー

都道府県* 東京都 市区町村以降住所* 港区0-0-0

名称*
例：ABC営業所
必須項目を入力してください。

郵便番号
例：1112222（ハイフン無し・半角数字）
住所検索 クリア 事業者情報の本店所在地をコピー

都道府県* 選択してください 市区町村以降住所* 例：港区0-1-0xxビル

+ 営業所を追加

営業所の追加が必要な場合は、
<+営業所を追加>を押下してください。

<詳細情報画面-発電等用電気工作物>

発電等用電気工作物、原動力等詳細情報に変更があった場合の操作について説明いたします。

- ① 発電等用電気工作物、原動力等詳細情報に変更がある場合、<+変更を追加>を押下します。
- ② 変更の予定年月日を設定します。変更した日付が未来日ではなく、過去日となった場合であっても、実際に変更した日付を「変更の予定年月日」に入力してください。
※なお、[【発電事業変更届出】](#)の提出のタイミングを過ぎて提出する場合は、遅延理由を特記事項に記載するか、遅延理由書の添付をしてください。
- ③ 「変更の予定年月日」に指定した日付でタブが作成されます。作成されたタブを選択した状態で、電気工作物や原動力等詳細情報の編集を行います。「マスタ情報（現在）」タブ内の情報を直接編集することは出来ませんのでご注意ください。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電等用電気工作物（イメージ）

発電等用電気工作物

① + 変更を追加

マスタ情報（現在）

稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (Hz)	特定発電等用電気工作物の出力 (kW)	特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW)	供給の相手方	供給
------	------	---------	-------	----------	---------------------	-------------------------	--------	----

② 変更を追加

変更の予定年月日*
2024/04/01

閉じる 設定

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電専用電気工作物>予定情報タブ追加後（イメージ）



■ 発電専用電気工作物を新規追加する場合

・<+ 発電専用電気工作物を追加>を押下して、必要な情報の入力をしてください。詳細手順は [発電事業届出の【詳細情報画面】](#)を参照してください。

・新規発電所を追加後の表示イメージは以下の通りです。追加を行った電気工作物の行の「変更の予定年月日」欄に、タブと同じ日付が指定されます。変更のない電気工作物は「--」が設定されます。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電専用電気工作物（イメージ）

発電専用電気工作物									
+ 発電専用電気工作物を追加									
	変更の予定年月日	稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (Hz)	特定発電専用電気工作物の出力 (kW)	特定発電専用電気工作物の接続最大出力 (kW)	
1	2025/07/01	稼働	発電事業 (蓄電用)	蓄電所(1)A	東京都はにぬの市	50Hz	200,000		
2	2025/07/02	--	発電事業 (発電用)	発電所 (9)	東京都あかさたな区	60Hz	0		
3	2025/07/01	稼働予定	発電事業 (発電用)	発電所(2)A+	東京都ひきくけこ市	50Hz	40,000		
4	2025/07/01	稼働	発電事業 (蓄電用)	蓄電所(3)A	千葉県さしすせそ区	60Hz	120,000		
5	--	稼働	専ら自己の消費 (発電用)	発電所(7)A	静岡県さしすせそ区	60Hz			

■ 既存の発電専用電気工作物、原動力等詳細情報に変更がある場合

- ① 変更したい発電所情報の「▶」部分を押下します。
- ② 「特定発電専用電気工作物の出力」「特定発電専用電気工作物の接続最大出力(kw)」以外の項目で変更点がある場合は、変更を行います。（例：設置場所の変更、供給の相手方の変更等）「特定発電専用電気工作物の出力」「特定発電専用電気工作物の接続最大出力(kw)」については、原動力の出力等を自動計算するため、先に③以降の手順を行います。

また、原動力等詳細情報の変更が不要な場合は、「発電専用電気工作物」欄の<設定>を押下します。（この場合③以降の手順は不要です。）

- ③ 原動力等詳細情報に変更がある場合は、<編集する>を押下します。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電等用電気工作物 (イメージ)

発電等用電気工作物

+ 変更を追加

< 主 | 2023/12/15 | 2023/12/20 | 2023/12/25 | 2023/12/30 | 2024/01/05 | 2025/07/01 | **2025/07/02** | >

+ 発電等用電気工作物を追加

①	変更の予定年月日	稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (Hz)	特定発電等用電気工作物の出力 (kW)	特定発電等用の接続最大電力
1	2025/07/01	稼働	発電事業 (蓄電用)	蓄電池(1)A	東京都なごめ市の市	50Hz	200,000	

変更の予定年月日
2025/07/01

稼働状況
稼働

提供用途 *

発電事業 (発電用) 発電事業 (蓄電用)

専ら自己の消費 (発電用) 専ら自己の消費 (蓄電用)

発電所等の名称 *

蓄電池(1)A

周波数 (Hz) *

50Hz

郵便番号

例: 1112222 (ハイフン無し・半角数字) 住所検索 クリア

都道府県 *

東京都 市区町村 *

なごめ市の市

特定発電等用電気工作物の出力 (kW) 200,000 編集

特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW) 180,000 編集

特定発電等用電気工作物の接続最大電力のうち自己託送に係る電力 (kW) *

20000 自己託送を行うが、電気工作物ごとの自己託送電力を特定できないため記入不可

容量 (kWh) *

10000

供給の相手方

入力

供給の内容 *

調整用電源

電気事業法施行規則第3条の4第1項第3号の要件に該当しない

備考

③ 原動力等詳細情報

編集する

	変更の予定年月日	電気工作物名称 (号機名等)	原動力の種類	原動力の燃料 (主燃料)	原動力の燃料 (その他証憑燃料)	運転状況	運転開始の (予定) 年月日
1	--	蓄電池(1)A-1	蓄電池	--	--	工事中	2024/01/31
2	2025/07/01	蓄電池(1)A-2	蓄電池	--	--	稼働中	2024/02/01

↑
上に戻す

- ④ 出力の変更がある原動力の「▶」部分を押し下します。原動力の追加がある場合は、<+原動力等詳細情報を追加>を押下します。
- ⑤ 変更後<設定>を押下します。複数の原動力について変更や追加が必要な場合は、③~⑤の手順を繰り返してください。
- ⑥ 原動力等詳細情報編集画面下部の<閉じる>を押下します。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電等用電気工作物>原動力等詳細情報の編集（イメージ）

原動力等詳細情報の編集

+ 原動力等詳細情報を追加

新たに原動力を追加する場合はこちらを押下します。

変更の予定年月日	電気工作物名称	原動力の種類	出力 (kW)	稼働状況	稼働開始の(予定)年月日	備考	出力 (kW)	稼働出力 (kW)	稼働せん出力 (kW)	逆潮流防止設備を含む保護リレーの設置有無
2024/01/31	蓄電池1)A-1	蓄電池	100010	工事中	2024/01/31		100,000	--	--	無
2025/07/02	蓄電池1)A-2	蓄電池		稼働中			100,010	--	--	無

変更の予定年月日
電気工作物名称(号機名等)
原動力の種類
出力 (kW)
稼働状況
稼働開始の(予定)年月日
備考

閉じる

設定

閉じる

変更の予定年月日が自動設定されます。

- ⑦ 発電等用電気工作物、原動力詳細情報に入力不備がないことを確認し、「発電等用電気工作物」欄の<設定> ボタンを押下してください。もし、変更内容を取消したい場合は「取消」を押下することで、変更した内容を取消することが可能です。

発電事業変更届出>詳細情報画面> 発電等用電気工作物（イメージ）

+ 発電等用電気工作物を追加

		変更の予定年月日	稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (Hz)	特定発電等用電気工作物の出力 (kW)	特定発電等用電気工作物の接続最大電力 (kW)	供給の相手方	供給
1	取消	2025/07/02	稼働	発電事業 (蓄電用)	蓄電所(1)A	東京都なごねの市	50Hz	200.010	180.010	入力	調査

変更の予定年月日

2025/07/02

提供用途*

発電事業 (蓄電用)

専ら自己の消費 (発電用)

変更内容を取り消したい場合、取消を押下することで、変更内容の取消が可能です。具体的には、変更の予定年月日の日付がなくなり、本事例であればマスター情報（現在）タブの内容に戻ります。

⑦

閉じる

設定

(参考)予定情報タブの編集について

・発電等用電気工作物、原動力等詳細情報に変更があり「変更の予定年月日」を指定してタブを作成した後、日付の誤りに気付いた場合はタブ日付の変更やタブ自体を削除することが可能です。

■ 変更の予定年月日を変更する場合

- ① 削除を行いたい日付のタブ右端「v」で「変更の予定年月日を編集する」を押下します。
- ② 「変更の予定年月日を編集」にて、変更したい日付を入力し、「設定」を押下します。
- ③ タブの日付が変更となっている事を確認します。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電等用電気工作物（イメージ）

発電等用電気工作物

①

マスタ情報（現在） 2023/12/15 2023/12/20 2023/12/25 2023/12/30

変更の予定年月日を編集する
このタブを削除する

+ 発電等用電気工作物を追加

変更の予定年月日 稼働状況 提供用途 発電所等の名称

発電等用電気工作物

②

変更の予定年月日を編集

変更の予定年月日 *

2023/12/16

閉じる 設定

発電等用電気工作物

③

マスタ情報（現在） 2023/12/16

+ 発電等用電気工作物を追加

変更の予定年月日 稼働

■ タブを削除する場合

- ① 削除を行いたい日付のタブ右端「v」で「このタブを削除する」を押下します。
- ② タブが削除されます。

発電事業変更届出>詳細情報画面>発電等用電気工作物（イメージ）

発電等用電気工作物

+ 変更を追加

< 2/20 v 2023/12/25 v 2023/12/30 v 2024/01/05 v 2025/07/01 v 2025/07/02 v > v

変更の予定年月日を編集する

+ 発電等用電気工作物を追加

① このタブを削除する

変更の予定年月日	稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (H)

発電等用電気工作物

+ 変更を追加

< 2/16 v 2023/12/20 v 2023/12/25 v 2023/12/30 v 2024/01/05 v 2025/07/01 v > v

+ 発電等用電気工作物を追加

②

変更の予定年月日	稼働状況	提供用途	発電所等の名称	設置の場所	周波数 (H)

【添付書類画面】

添付書類画面にて、必要に応じて添付書類の追加、削除を実施し、<次へ> ボタンを押下してください。修正内容が正しいことを確認し、<提出> ボタンを押下してください。

2-3-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-3-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

この章で説明した各ボタンの用途は以下の通りです。

No.	アイコン	説明
1	取消	発電等用電気工作物(電気工作物に紐付く原動力も含む)で編集した変更内容を取り消したい場合、押下することで、変更内容の取消が可能です。
2	 変更の予定年月日を編集する	作成したタブの「変更の予定年月日」を変更したい場合、押下することで別の日付を設定することが可能です。
3	 このタブを削除する	作成したタブ自体を削除したい場合に、押下することでタブの削除が可能です。

2-4. 発電事業承継届出

2-4-1. 提出

メニューで「新規手続」を押下し、「発電事業承継届出」を選択してください。

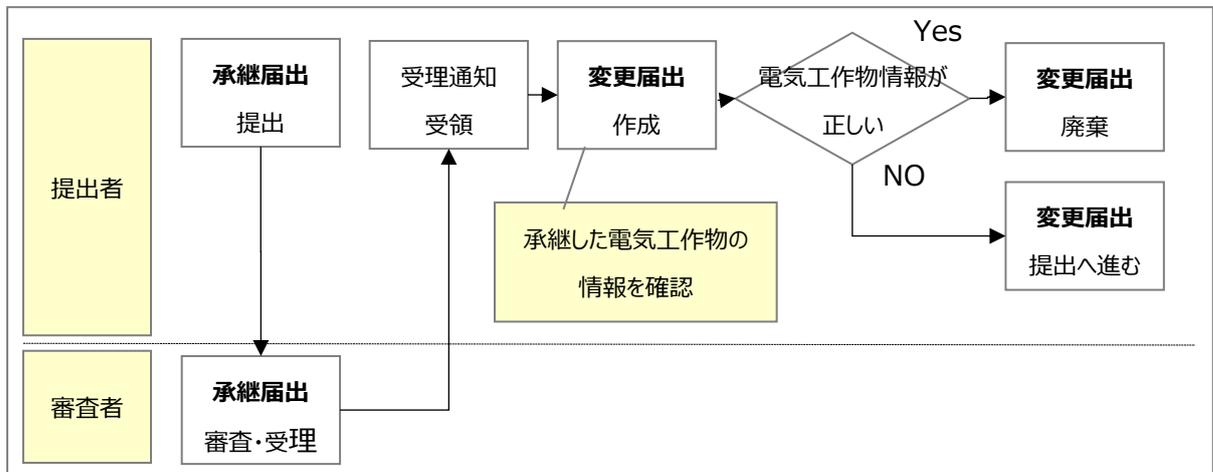
「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



発電事業変更届出提出時の主な留意点は以下の通りです。

- ・ 既存の発電事業者の事業を承継する場合は、こちらの届出を提出ください。
- ・ 承継者が本届出を提出する場合、承継分の発電事業について、被承継者（発電事業を譲渡する者）が発電事業変更届出や発電事業休止（廃止）届出、発電事業解散届出を提出する必要はありません。
- ・ 承継者が本届出を提出する場合は、承継分の発電事業について、被承継者（発電事業を譲渡する者）は発電事業変更届出や発電事業休止（廃止）届出、発電事業解散届出を提出する必要はありません。
- ・ 発電事業承継届出の提出前に発電事業が廃止または解散されている場合は、発電事業承継届出の提出の際に必要な被承継者情報が電ガネット上で検索できません。その際は、ヘルプデスクにお問合せください。
- ・ 発電事業承継届出で承継後に、修正が必要な場合があります。変更届出を途中まで作成することで、電気工作物の確認が可能です。（※以下フロー図 1 参照）確認後、必要があれば変更届出で修正をお願いします。

※承継届出作成フロー図（イメージ）



（承継後に修正が必要なケースの例）

- ・ 承継届出の提出前に、**被承継者が事前に予定情報として発電事業休止（廃止）届出、発電事業解散届出を提出し、受理されていた場合**、事後届出である承継届出の内容を優先して反映するため、承継届出が受理された時点で被承継者は廃止となります。ただし、被承継者の電気工作物に廃止の予定、解散の予定として登録されていた電気工作物は運転状況が「廃止」とされた状態で、承継者の電気工作物に承継されます。
- ・ 承継者が事前に承継年月日と同日で発電事業廃止届出、発電事業解散届出を提出していた場合は、承継届出を優先して反映し、廃止届出と解散届出による廃止・解散の情報は削除されます。ただし、既に提出・受理された届出の履歴は削除されません。

手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-2-1. 提出](#)を参照）。

【詳細情報画面】

- ① 発電事業承継届出では、「承継年月日」と「被承継者情報」を設定します。
被承継者として設定できるのは、発電事業者として登録のある事業者になります。廃止、解散されている事業者は、被承継者として設定できません。そのため、被承継者情報は、＜発電事業者検索＞ボタンを使って検索して指定します。

- ② <発電事業者検索> ボタンを押下して、被承継者情報検索画面を表示します。
- ③ 「法人番号」「氏名又は名称」「発電事業の届出年月日」等のいずれかの検索条件を入力して<検索> ボタンを押下してください。検索条件に該当する事業者一覧が表示されるため、発電事業者の行を押下し、<設定> ボタンを押下して詳細情報画面に戻ります。
- ④ <次へ> ボタンを押下します。

発電事業承継届出>詳細情報画面 (イメージ)

被承継者情報>「発電事業者検索」ボタン> 被承継者情報検索画面 (イメージ)

商号又は名称	発電事業の届出年月日	法人番号
電ガネット株式会社2	2021/12/25	1011501016433

【添付書類画面】

添付書類画面にて、必要に応じて添付書類の追加、削除を実施し、〈次へ〉ボタンを押下してください。修正内容が正しいことを確認し、〈提出〉ボタンを押下してください。

書類添付画面（イメージ）

The screenshot shows a web interface for a power business license application. At the top, there is a header with the application ID 'E-ND3-00001733' and a '作成中' (In Progress) status. Below the header are buttons for '閉じる' (Close), '戻る' (Back), '印刷' (Print), '廃棄' (Delete), '保存' (Save), and '次へ' (Next). The main content area is titled '添付書類' (Attachments) and includes a progress bar with four steps: '基礎情報' (Basic Information), '詳細情報' (Detailed Information), '添付書類' (Attachments), and '最終確認' (Final Confirmation). The '添付書類' step is currently active. Below the progress bar, there is a section titled '添付書類' with a list of checkboxes and their corresponding descriptions:

- 他事業者から取得したことがわかる書類 ※他事業者からの取得による発電用の電気工作物追加の場合要添付
- 一般送配電事業者との契約書の写し ※被申請者が一般送配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源、離島供給、最終保障供給等としての電気供給）を行うことを約している場合、要添付
- 承継届出説明書 ※被申請者が保有する電気工作物について、発電事業届出書等の記載表類別表1に該当する場合、要添付
- その他

At the bottom of the page, there is a button labeled '新規追加' (Add New).

2-4-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-4-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-5. 発電事業休止（廃止）届出

2-5-1. 提出

メニューで「新規手続」を押下し、「発電事業休止(廃止)届出」を選択してください。

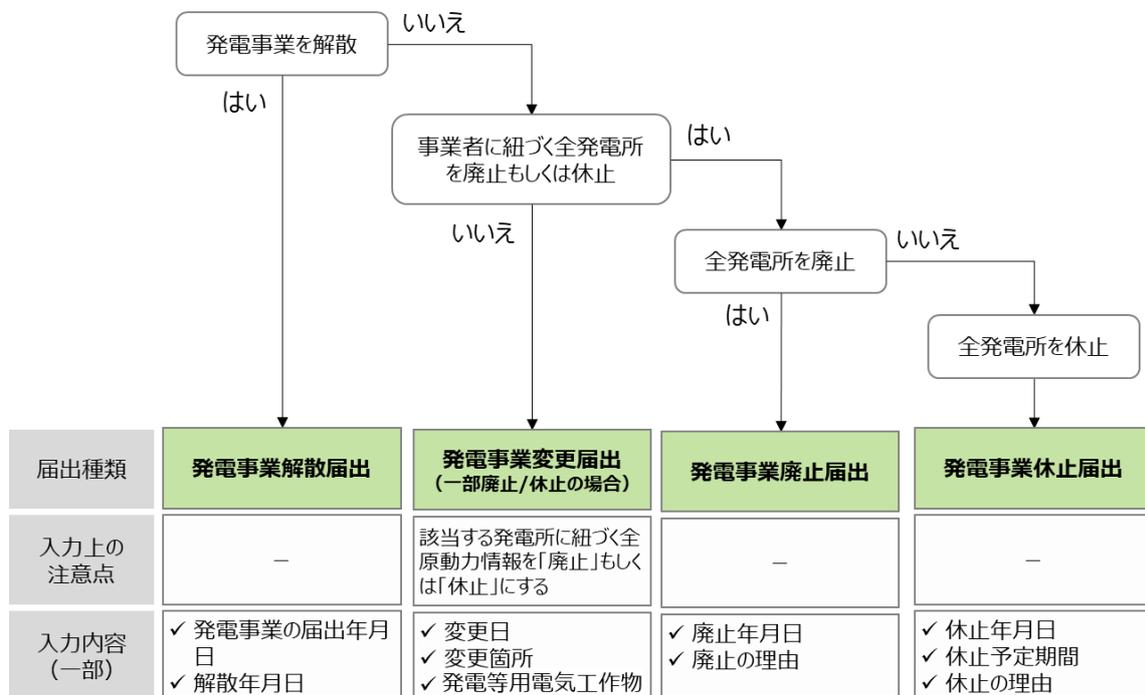
「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



発電事業休止(廃止)届出提出時の主な留意点は以下の通りです。

- ・ 事業者[※]に紐づく**全発電所を廃止または休止する場合は**、こちらの届出を提出ください。ただし、**承継に伴う廃止の場合、廃止届出の提出は要しません。**
一部の発電所を休止または廃止する場合は、発電事業変更届出を提出いただく必要があります。（※参考 1 参照）
- ・ 当届出は事前届出制となります。事業者[※]に紐づく、発電事業の用に供する発電所の**出力合計（すでに休止・廃止している発電所を除く）が 10 万 KW 以上の場合、休止または廃止日の 9 か月前までに**こちらの届出を提出してください。**出力合計（すでに休止・廃止している発電所を除く）が 10 万 KW 未満の場合、休止または廃止日の 10 日前までに**提出してください。ただし、承継に伴う廃止届出に関しては、発電事業承継届出を提出頂く事で代替可能です。
- ・ 事業者の所有するすべての発電所が既に廃止となっている場合や、法人として解散となっている事業者は本届出を提出いただけません。
- ・ 発電事業者として登録のない事業者は本届出を提出いただけません。

※参考 1：発電事業の廃止・休止・解散に関して、各ケースで選択すべき手続は以下のとおり



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-2-1. 提出](#)を参照）。詳細情報画面で必要項目を入力してください。

【詳細情報画面】

- ① 「休止/廃止の別」欄にて、「休止」もしくは「廃止」を選択し、必要な情報を入力してください。
- ② 「発電事業の用に供する電気工作物の合計（休止廃止分を除く）」により、9 か月前の届出が必要か否かを判断できるようになっています。提出時にご確認ください。
- ③ 休止の場合は、休止予定期間の入力が必須ですが、休止予定開始日と終了日が不明な場合は、「休止予定期間をテキストで入力する」にチェック✓を入れ、「休止予定期間」欄に休止予定期間を自由入力（テキストで記入）してください。入力後、＜次へ＞ ボタンを押下してください。
- ④ 廃止の場合は、休止又は廃止の理由には、事業承継によるものではない旨を記載してください。

なお、「発電事業届出等の記載要領」の令和 6 年 2 月改正に伴って「承継による廃止」のチェックボックスは使用不可となっております。

詳細画面＞ 発電事業情報＞ 休止選択時 イメージ

① 発電事業情報

休止/廃止の別 *

休止 廃止

休止年月日 *

2023/04/01

③ 休止予定期間 (開始) *

2023/04/01

休止予定期間 (終了) *

2024/04/01

休止予定期間をテキストで入力する

休止又は廃止の理由 *

必要項目を入力してください。

② 発電事業の用に供する電気工作物の出力合計 (休止廃止分を除く)

123,456

備考

↑ 上に戻る

詳細画面＞発電事業情報＞廃止選択時 イメージ

① ④ ③

発電事業情報

休止/廃止の別*

休止 廃止

廃止年月日*

休止又は廃止の理由*

承継による廃止

発電事業の用に供する電気工作物の出力合計（休止廃止分を除く）

—

備考

↑ 上に戻る

添付書類画面にて、必要な書類を添付してください。添付が完了したら、＜次へ＞ ボタンを押下してください。内容を確認し、問題がなければ＜提出＞ ボタンを押下し、提出を完了してください。

2-5-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-5-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-6. 発電事業解散届出

2-6-1. 提出

メニューで「新規手続」を押下し、「発電事業解散届出」を押下してください。

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



発電事業解散届出提出時の主な留意点は以下の通りです。

- ・ 発電事業を営んでいた法人が解散した場合、事後遅滞なくこちらの届出を提出ください。ただし、承継に伴う解散の場合、こちらの届出の提出は不要です。
- ・ 事業者の所有するすべての発電所が既に廃止となっている場合や、法人として解散となっている事業者は本届出を提出いただけません。
- ・ 発電事業者として登録のない事業者は本届出を提出いただけません。

手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です。

([2-2-1. 提出](#)を参照)

【詳細情報画面】

- ① 詳細画面にて、解散年月日を入力してください。
- ② 「発電事業の届出年月日」は過去の発電事業届出の情報から自動入力されます。提出時にご確認ください。
- ③ 事業の承継に伴い解散届出を提出する場合は「承継による廃止」にチェックを入れて提出をお願いいたします。（承継に伴う場合、解散届出の提出は必要ではありませんが、もし提出される場合は、チェックをお願いいたします。）備考には解散を必要とする理由として事業承継によるものではない旨を記載してください。

なお、「発電事業届出等の記載要領」の令和6年2月改正に伴って「承継に伴う解散」のチェックボックスは使用不可となっております。

発電事業解散届出>詳細情報画面（イメージ）

The screenshot shows a form titled '発電事業情報' (Power Business Information). It contains several input fields and a checkbox. Red boxes and numbers 1, 2, and 3 highlight specific areas:

- ①: A text input field for '解散年月日*' (Discontinuation Date).
- ②: A calendar icon next to the '解散年月日*' field and a text input field for '発電事業の届出年月日' (Power Business Discontinuation Date).
- ③: A checkbox labeled '承継に伴う解散' (Discontinuation with Succession) and a large text area for '備考' (Remarks).

Other visible fields include '発電事業の用に供する電気工作物の出力合計（休止廃止分を除く）' (Total output of electrical work items for power business use, excluding suspension/termination) and a '備考' (Remarks) field.

添付書類画面にて、必要書類を添付してください。最終確認画面で内容を確認し、問題がなければ<提出>ボタンを押下し、提出を完了させてください。

2-6-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-6-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-7. 電気工作物変更届出

2-7-1. 提出

一般送配電事業に供する電気工作物について変更が生じた場合は、こちらの届出を提出します。
メニューで「新規手続」を押下し、「電気工作物変更届出」を押下してください。

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



【詳細情報画面】

「変更箇所」において、変更対象にチェック✓を入れてください。チェック✓を入れていない箇所の項目については、ごみ箱ボタンを押下することで項目の入力を省略することが可能です。※次項の電気工作物変更届出（イメージ）を参照

チェック✓を入れた箇所については、変更前の情報の入力が必要となっています。電気工作物を新規に追加する場合は、「電気工作物の名称（変更前）」に「新規」と入力ください

電気工作物変更届出イメージ

変更箇所

送電用の電気工作物

配電用の電気工作物

変電用の電気工作物

発電用の電気工作物

配電用の電気工作物

電気工作物の名称 (変更前) *

電気工作物の名称 (変更後) *

電気方式 (変更前) *

電気方式 (変更後)

周波数 (Hz) (変更前) *

周波数 (Hz) (変更後)

電圧 (V) (変更前) *

電圧 (V) (変更後)

[+ 追加](#)

🗑️

変電用の電気工作物

電気工作物の名称 (変更前) *

電気工作物の名称 (変更後) *

↑

上に戻る

変更箇所

送電用の電気工作物

配電用の電気工作物

変電用の電気工作物

発電用の電気工作物

配電用の電気工作物

表示するデータがありません。

[+ 追加](#)

変電用の電気工作物

電気工作物の名称 (変更前) *

電気工作物の名称 (変更後) *

設置の場所 (変更前)

郵便番号 *

住所検索

クリア

都道府県 *

市区町村以降住所 *

2-7-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-7-3. 結果通知

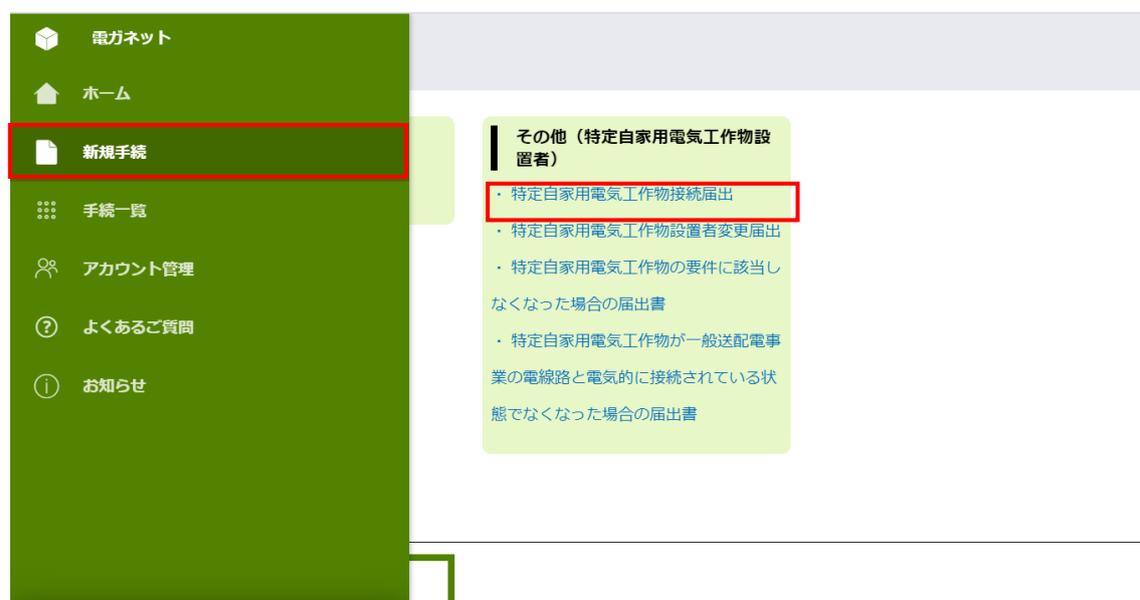
結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-8. 特定自家用電気工作物接続届出

2-8-1. 提出

特定自家用電気工作物と一般送配電事業者が維持及び、運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外のものが維持及び、運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、こちらの届出を提出してください。

[新規手続]メニュー>新規手続選択画面 (イメージ)



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です ([2-1. 提出](#)を参照)

詳細情報画面にて、特定自家用電気工作物情報を入力の上、提出ください。

2-8-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です ([2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照)。

2-8-3. 結果通知

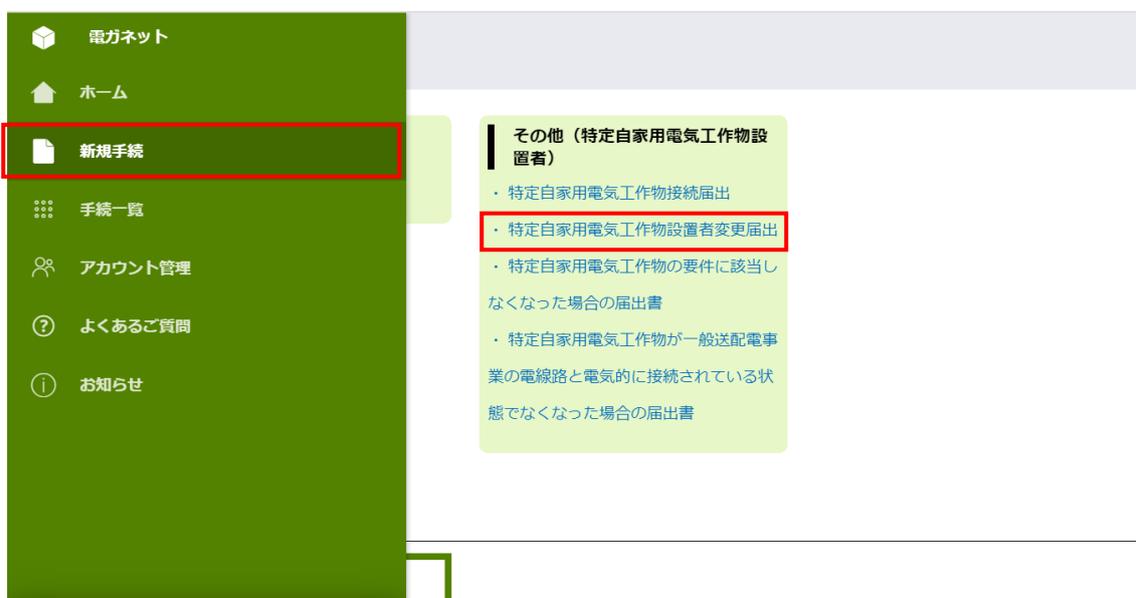
結果通知については、発電事業届出と同様です ([2-2-3. 結果通知](#)を参照)。

2-9. 特定自家用電気工作物設置者変更届出

2-9-1. 提出

特定自家用電気工作物接続届出書の記載事項に変更が生じた場合、こちらの届出を提出してください。

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-2-1. 提出](#)を参照）。

【詳細情報画面】

- ① 「変更箇所」において、変更対象にチェック✓をいれてください。
- ② 「変更箇所」においてチェック✓を入れていない箇所の項目については、「〇〇（変更前）」に現在情報を入力し「〇〇（変更後）」の項目の入力は省略してください。
- ③ 電気工作物を追加する場合には、「+追加」ボタンを押下して入力してください。その際、必須となる変更前の情報には、テキスト入力項目については、「新規」と記載し、プルダウンで選ぶ項目については、変更前も変更後と同じ内容の選択をしてください。

特定自家用電気工作物接続届出>詳細情報画面（イメージ）

②

変更箇所

<input type="checkbox"/> 事業者メールアドレス	<input type="checkbox"/> 設置の場所
<input type="checkbox"/> 原動力の種類	<input type="checkbox"/> 周波数
<input type="checkbox"/> 出力	<input type="checkbox"/> 逆潮流防止装置の有無

①

連絡先

事業者メールアドレス（変更前）	事業者メールアドレス（変更後）
<input type="text"/>	<input type="text"/>

+追加

①の手順でチェックを入れていない箇所については、「変更前」の項目のみに現在情報を入力してください。

電気工作物

設置の場所（変更前）

郵便番号★
例：1112222（ハイフン無し・半角数字） 住所検索 クリア

都道府県★
選択してください 市区町村以降住所★
例：港区0-1-0××ビル

設置の場所（変更後）

郵便番号 住所検索 クリア

都道府県
選択してください 市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

原動力の種類（変更前）★ 選択してください	原動力の種類（その他）（変更前） <input type="text"/>
原動力の種類（変更後） 選択してください	原動力の種類（その他）（変更後） <input type="text"/>
周波数（Hz）（変更前）★ 選択してください	周波数（Hz）（変更後） 選択してください
出力（kW）（変更前）★ <input type="text"/>	出力（kW）（変更後） <input type="text"/>
逆潮流防止装置の有無（変更前）★ <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	逆潮流防止装置の有無（変更後） <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
常用・非常用の別（変更前）★ 選択してください	常用・非常用の別（変更後） 選択してください

+追加

備考

備考

2-9-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-9-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-10. 発電事業の財務計算に関する諸表

2-10-1. 提出

貸借対照表等会計書類等、発電事業の財務計算に関する諸表について、事業年度経過後3か月以内に提出する必要があります。提出資料、提出先については資源エネルギー庁ホームページに掲載されております。

- 貸借対照表等会計書類の提出義務について（資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/financial_statements/

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-1. 提出](#)を参照）

【詳細情報画面】

詳細情報画面では、「提出日」「事業年度開始日」「事業年度終了日」「勘定科目分類、財務計算に関する諸表の作成に係る根拠法令」をそれぞれ入力してください。

提出基礎情報

提出日 *	事業年度開始日 *
<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業年度終了日 *	勘定科目分類、財務計算に関する諸表の作成に係る根拠法令 *
<input type="text"/>	<input type="text"/>

【添付書類】

詳細情報画面での入力が完了し、次に進むと、「添付書類」画面が表示されます。「新規追加」ボタンを押下し、添付したいファイルを選択することでファイル添付が可能です。

HPに掲載されているチェックリストをご確認頂き、提出書類を1つのPDFに纏めて添付をして頂くようお願いいたします。

管理番号:E-R02-00000014 作成中

発電事業の財務計算に関する諸表

閉じる 戻る 廃棄 保存 次へ

添付書類

・ご提出前に、「注意事項」欄のHPに掲載されているチェックリストをご確認いただき、提出書類に不足等が無いかがご確認ください。・提出書類については全て一つのPDFにまとめてご提出ください。

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

添付書類

↑ 新規追加

説明	サイズ	ファイル名
表示するデータがありません。		

2-10-2.問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-10-3.結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

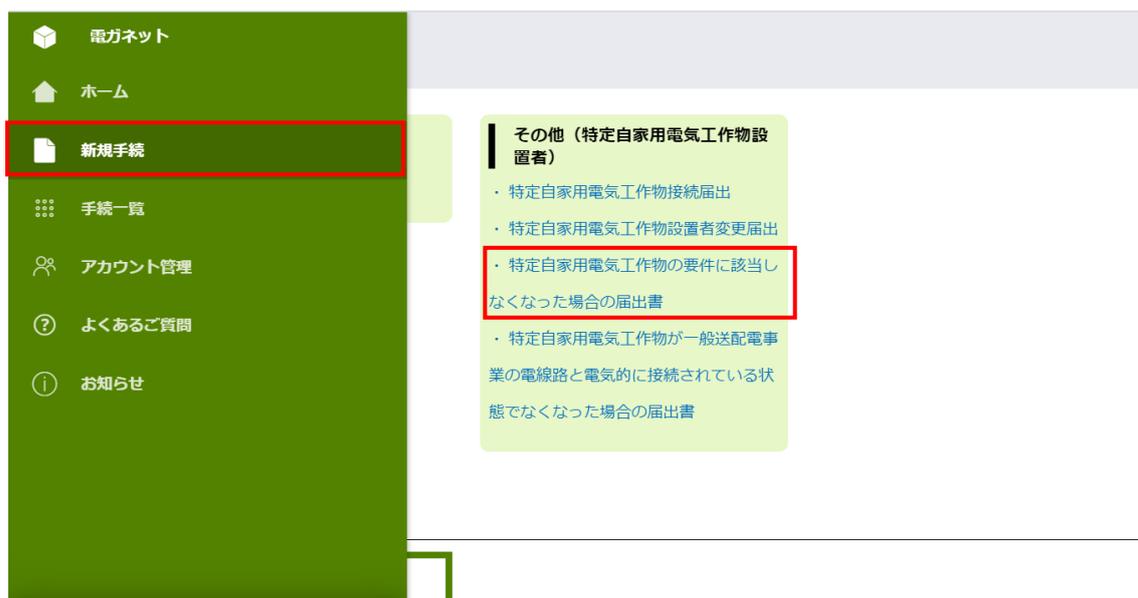
2-11.特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書

2-11-1.提出

特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合、遅滞なく提出してください。
詳細は、資源エネルギー庁ホームページ掲載されている、記載要領、特定自家用電気工作物の要件をご確認ください。

- 記載要領、特定自家用電気工作物の要件（資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/003/



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-1. 提出](#)を参照）

【詳細情報画面】

詳細情報画面の「該当しなくなった特定自家用電気工作物情報」欄の各項目に入力を行ってください。

「出力 (KW) 」と「容量 (KW h) 」について、どちらの項目も必須項目となっております。該当しなくなった特定自家用電気工作物情報が発電所の場合は「出力 (KW) 」を入力後に「容量 (KW h) 」欄には0を、蓄電池の場合は「容量 (KW h) 」を入力後「出力 (KW) 」欄には0を入力してください。

また、該当しなくなった特定自家用電気工作物情報が複数ある場合には、< + 追加 > を押下することで、複数の該当しなくなった特定自家用電気工作物情報入力が可能です。

該当しなくなった特定自家用電気工作物情報

特定自家用電気工作物の名称* 例：ABC発電所	原動力の種類* 選択してください
原動力の種類 (その他) ・燃料 例：石油	周波数 (Hz) * 選択してください
出力 (kW) *	容量 (kWh) *
該当しなくなった理由*	該当しなくなった年月日*
特定自家用電気工作物接続届出年月日*	

+ 追加

↑
上に戻る

2-11-2.問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です ([2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照)。

2-11-3.結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です ([2-2-3. 結果通知](#)を参照)。

2-12. 特定自家用電気工作物が一般送配電事業の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

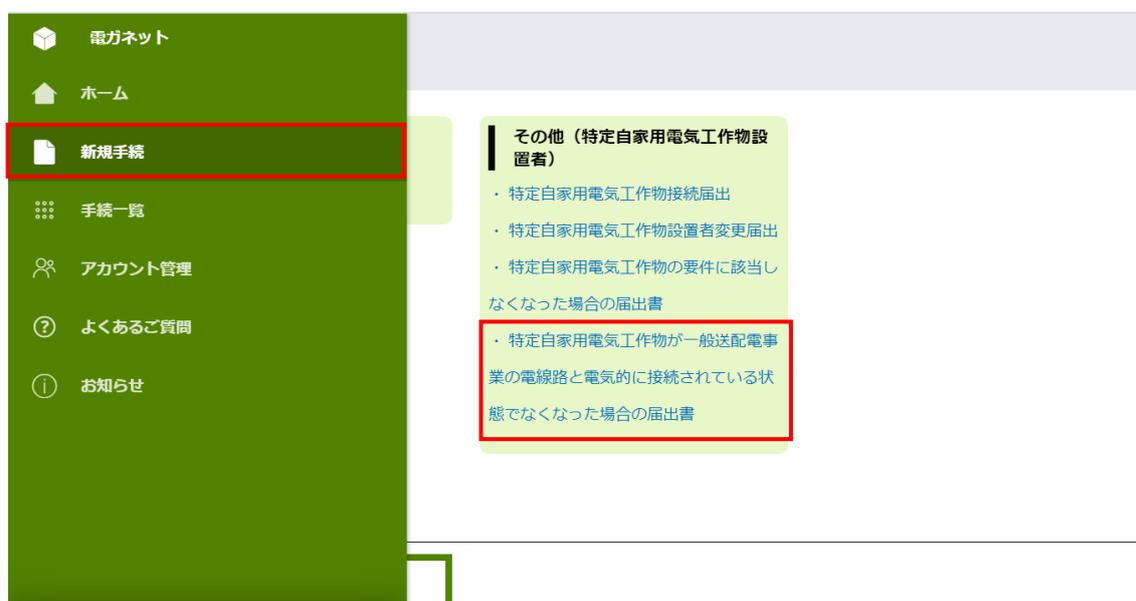
2-12-1. 提出

特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者の電線路と直接又は間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合、遅滞なく提出してください。なお、他事業者に譲渡する場合も本届出の提出事案に該当しますのでご注意ください。詳細は、資源エネルギー庁ホームページ掲載されている、記載要領、特定自家用電気工作物の要件をご確認ください。

- 記載要領、特定自家用電気工作物の要件（資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/003/

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-1. 提出](#)を参照）

【詳細情報画面】

詳細情報画面では、「特定自家用電気工作物の名称」「接続されている状態でなくなった理由」「接続されている状態でなくなった年月日」「特定自家用電気工作物接続届出年月日」をそれぞれ入力してください。

なお、接続されている状態でなくなった特定自家用電気工作物情報が複数ある場合には、<+追加>を押下することで、複数の該当しなくなった特定自家用電気工作物情報入力が可能です。

接続されている状態でなくなった特定自家用電気工作物情報

特定自家用電気工作物の名称★ 例：ABC発電所	接続されている状態でなくなった理由★
接続されている状態でなくなった年月日★	特定自家用電気工作物接続届出年月日★

+追加

2-12-2.問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-12-3.結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

2-13.設備資金報

2-13-1.提出

電気関係報告規則（令和7年3月31日改正）第2条に基づき、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者は、設備資金報を経済産業大臣に提出しなければなりません。詳細は、資源エネルギー庁ホームページ掲載されている。記載要領、特定家用電気工作物の要件をご確認ください。

■記載要領、設備資金報の要件（資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/start/

「新規手続」メニュー>新規手続選択画面（イメージ）



手続作成開始画面、基礎情報画面の入力操作は、発電事業届出の提出時と同様です（[2-2-1. 提出](#)を参照）

【詳細情報画面】

「発電事業者区分」のうち該当する事業を選択してください。

「報告対象期間」には、「報告対象期間（年度情報）」「報告対象期間（四半期情報）」「報告対象期間（四半期情報_開始日）」「報告対象期間（四半期情報_終了日）」「事業者名（電気事業者名）」をそれぞれ入力してください。

電気事業者区分	
<input type="checkbox"/> 一般送配電事業者	<input type="checkbox"/> 送電事業者
<input type="checkbox"/> 配電事業者	<input type="checkbox"/> 特定送配電事業者
<input type="checkbox"/> 発電事業者	

報告対象期間	
報告対象期間（年度情報） 令和5年度	報告対象期間（四半期情報） 第1四半期
報告対象期間（四半期情報_開始日）	報告対象期間（四半期情報_終了日）
事業者名（電気事業者名）	

「拡充工事費」「改良工事費」「その他費用（工事費以外）」「集計」の各項目に入力してください。

拡充工事費	
発電所用_電力_一般	
発電所用_電力_基本	
発電所用_電力_石炭	
発電所用_電力_LNG	
発電所用_電力_石油	
発電所用_電力_LPG	
発電所用_電力_その他ガス	
発電所用_電力_再生可能エネルギー	
発電所用_電力_太陽光	
発電所用_電力_太陽熱	
発電所用_電力_風力	
発電所用_電力_水力	
発電所用_電力_地熱	
発電所用_電力_バイオマス	
発電所用_電力_その他	
発電所用_小計	
変電所	
送電線路	
配電線路	
給電設備その他	
計	

改良工事費	
発電所等 水力一般*	<input type="text"/>
発電所等 水力 国水*	<input type="text"/>
発電所等 火力 石炭*	<input type="text"/>
発電所等 火力 LNG*	<input type="text"/>
発電所等 火力 石油*	<input type="text"/>
発電所等 火力 LPG*	<input type="text"/>
発電所等 火力 その他ガス*	<input type="text"/>
発電所等 火力 原子力*	<input type="text"/>
発電所等 原子力*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 風力*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 太陽光*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 地熱*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 バイオマス*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 廃棄物*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 農地等*	<input type="text"/>
発電所等 新エネルギー等 その他*	<input type="text"/>
発電所等 小計*	<input type="text"/>
受電所*	<input type="text"/>
送電線路*	<input type="text"/>
配電線路*	<input type="text"/>
給電設備その他*	<input type="text"/>
計*	<input type="text"/>
その他費用（工事費以外）	
調査費*	<input type="text"/>
税関料等*	<input type="text"/>
集計	
合計*	<input type="text"/>
増分*	<input type="text"/>

2-13-2. 問合せへの対応

問合せへの対応については、発電事業届出と同様です（[2-2-2. 問合せへの対応](#)を参照）。

2-13-3. 結果通知

結果通知については、発電事業届出と同様です（[2-2-3. 結果通知](#)を参照）。

3 その他

3-1. 手続の検索／確認

作成や提出した手続を確認するためには、トップページから「作成した手続を確認する」を押下する、もしくは「手続一覧」メニューを押下してください。

(左) メニューバー、(右) トップページ (イメージ)



手続一覧画面に遷移します。検索したい手続の状態が作成途中かつ未提出の場合は「作成中の手続」、提出済かつ受理・審査完了前の場合は「受理・審査待ちの手続」、提出済かつ審査者より何らかの問合せが行われた場合は「差戻しの手続」の表を参照してください。

手続一覧画面（イメージ）

手続一覧

作成中の手続 9020 件の結果 既定のビュー フィールド 密度 最新表示

作成日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2025/06/23	E-N01-00012852	発電事業届出	(その他)			2025/06/23 13:19
2025/06/19	E-N02-00005641	発電事業変更届出				2025/06/19 9:40
2025/06/18	E-N01-00012850	発電事業届出			北海道経済産業局長	2025/06/18 9:39

1 2 3 4 5

受理・審査待ちの手続 1236 件の結果 既定のビュー フィールド 密度 最新表示

提出日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2025/06/20	G-N04-00000047	(小売) 供給計画届出			経済産業大臣	2025/06/20 10:03
2024/12/04	E-N16-00000017	小売電気事業休止（廃止）届出			経済産業大臣	2025/06/18 13:55
2025/06/17	E-N11-00003326	小売電気事業変更届出			経済産業大臣	2025/06/18 12:38

1 2 3 ... 412 次へ

差戻しの手続 33 件の結果 既定のビュー フィールド 密度 最新表示

差戻し発生日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時
2025/02/19	G-N01-00002182	ガス小売事業 氏名等変更届出			経済産業大臣	2025/02/19 17:23
2025/02/19	G-N02-00001693	ガス小売事業変更届出			経済産業大臣	2025/02/19 16:35
2025/02/12	G-N02-00001690	ガス小売事業変更届出			経済産業大臣	2025/02/12 19:45

1 2 3 ... 11 次へ

手続一覧画面の表は、見た目（ビュー）をカスタマイズすることが可能です。例えば、項目列をドラッグ＆ドロップすることで、項目の位置を変更することが可能です。また、 を押下し、「ソート昇順」を選択すると、↑が表示されます。これは、昇順表示になっていることを示しており、↑を押下すると今度は↓が表示され、降順表示に変更することができます。加えて、同じく 「フィールド非表示」を選択することで、任意の列を非表示にすることも可能です。

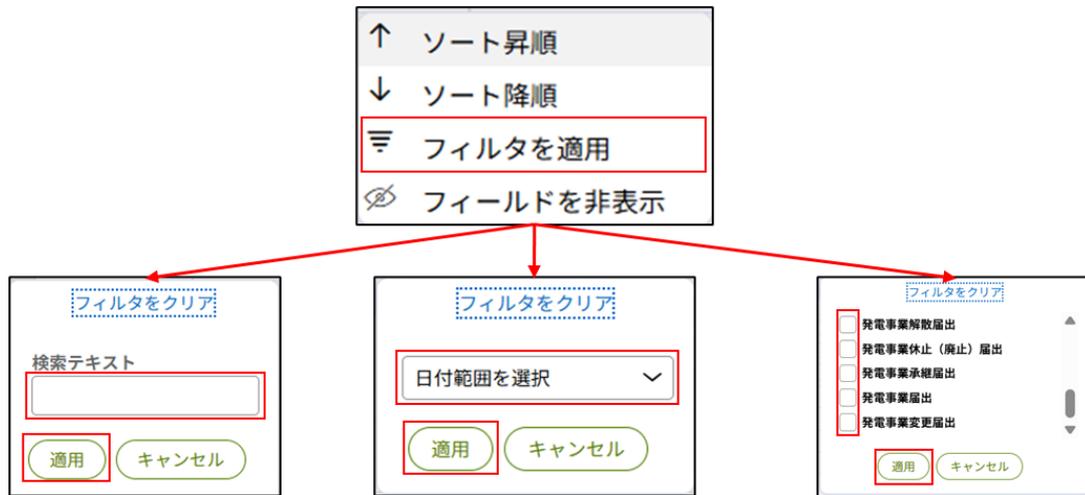
項目の位置の変更（イメージ）

作成日	管理番号	手続名	事業者 氏名又は名称	提出者氏名	提出先	前回更新日時

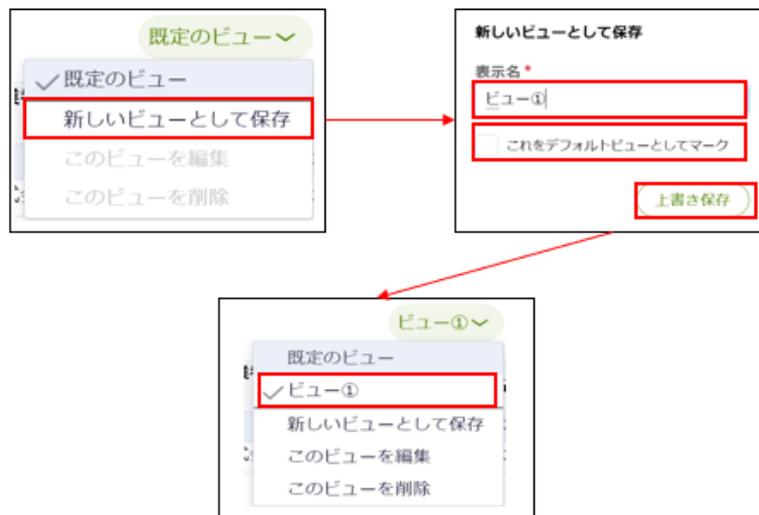
ビューをカスタマイズするための各ボタンの用途は次のとおりです。

- ① **フィルタ**：検索条件に該当する手続を絞り込んで表示することができます。 を押下し、「フィルタを適用」を選択すると、フィルタ画面が表示されるので、検索条件を設定し、＜適用＞ボタンを押下してください。フィルタ画面には、「検索テキスト」に絞りこみたい値を直接入力するもの、日付範囲を設定するもの、チェックボックス形式のものがあります。

シート昇順・降順（イメージ）



- ② **既定のビュー**：カスタマイズしたビューを保存することや、既定（デフォルト）表示に設定することができます。ビューを保存するときは、「新しいビューとして保存」を選択し、表示名を記入して<上書き保存> ボタンを押下してください。ビューは複数設定することが可能で、それぞれのビューの表示名が選択肢に記載されます。初期設定のビューに戻りたい場合は「既定のビュー」を選択してください。なお、ビューの保存時に「これをデフォルトビューとしてマーク」にチェック✓



を入れると、保存したビューがデフォルト表示に設定され、以降ビューの選択を省略することが可能です。

- ③ **フィールド**： 表に表示する項目を設定することが可能です。表示したい項目のチェックボックスにチェック✓を入れてください。なお、鍵マークがついている項目は必ず表示され、非表示にすることはできません。



- ④ **密度**： 行の縦幅を調節することが可能です。
 ⑤ **最新表示**： 手続情報を最新の状態に更新します。

また、手続の検索は、「すべての手続」欄においても実施が可能です。法令、手続、提出先を選択すると、該当する手続の一覧が表示されます。取り下げられた手続を含めて一覧表示したい場合は、「取り下げを含む」のチェックボックスにチェック✓を入れてください。参照したい手続の行を押下すると、手続の詳細画面に遷移します。なお、発電 5 手続以外の手続を選択した場合、「手続選択」の右にバージョン選択の項目が表示されるため、対象のバージョンを選択してください。番号が大きい順に新バージョンとなります。バージョンとは手続の様式が変更になった際に番号が上がります。

手続一覧画面>「すべての手続」(イメージ)



なお、「ステータス」列に表示される各種ステータスの説明は以下の表のとおりです。

ステータス	説明
作成中	届出を作成中に一時保存し、未提出の状態です。提出するには、編集を再開する必要があります。
確認中	届出提出後、審査者が内容を確認している状態です。
問合せ中	審査者から問合せがなされている状態です。問合せ内容を確認し、該当箇所を修正して再提出する必要があります。問合せ内容を踏まえて、手続を取下げすることも可能です。
取下げ	審査者にて「取下げ」を行った場合、もしくは、問合せ中ステータスで提出者が「取下げ」を行った状態です。取り下げた該当の届出は無効となり、再提出はできません。また、取下げとなった理由等が不明の場合は、審査者にご確認ください。
完了	届出が受理され、手続が完了した状態です。届出の受理日を確認することができます。

3-2. 印刷

<印刷> ボタンが表示されているページは、<印刷> ボタンを押下することで、様式とは異なるフォーマットで手続内容の印刷が可能です。ブラウザの印刷機能で印刷を実施することも可能ですが、画面レイアウトが正しく表示されないため、印刷の際は印刷機能をご利用いただくことを推奨いたします。ただし、発電事業変更届出の「発電等用電気工作物」欄に関しては印刷機能をご利用できません。該当欄については、必要に応じて画面のスクリーンショットを取得し、印刷頂くようお願いいたします。

管理番号:E-N01-00008915 完了

発電事業届出

閉じる 印刷

届出情報 審査 問合せ

届出情報
基礎情報

届出基礎情報

手続名 発電事業届出	提出先 北海道経済産業局長
提出区分 本人提出	

受理が完了している手続の場合、届出が完了した旨と「審査に係る情報」が印刷画面に記載されるため、必要に応じて受理証の代替としてご利用ください。



発電事業届出 E-N01-00008915 完了

審査

審査に係る情報

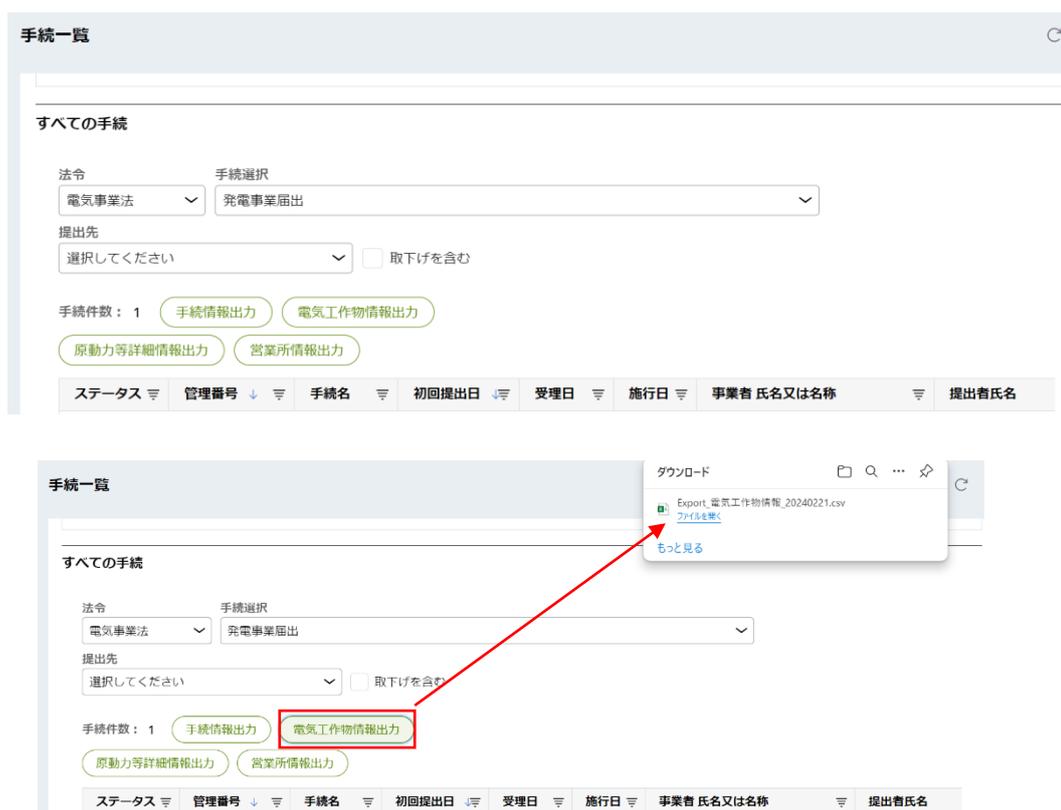
受理日 2022/01/28	
初回提出日 2022/01/28	問合せ最終回答日 2022/01/28

3-3. CSV 出力

手続一覧から、各手続の情報を CSV ファイルで出力することができます。

メニューバーから「手続一覧」を押下し、「すべての手続」欄にスクロールしてください。法令、手続選択、提出先を選択して、手続一覧を表示させた後、表示される〈手続情報出力〉〈電気工作物情報出力〉〈原動力等詳細情報出力〉〈営業所情報出力〉のボタンを押下すると、一覧として表示された情報の CSV ファイルをダウンロードできます。CSV ファイルで出力できるのは、選択した届出に含まれる情報のみとなります。そのため、例えば、法令「電気事業法」を、手続選択「発電事業承継届出」を選択した場合、電気工作物情報、原動力等詳細情報、営業所情報は「発電事業承継届出」に含まれないため、それぞれの CSV ファイルの出力はありません。

手続一覧画面>「すべての手続」(イメージ)



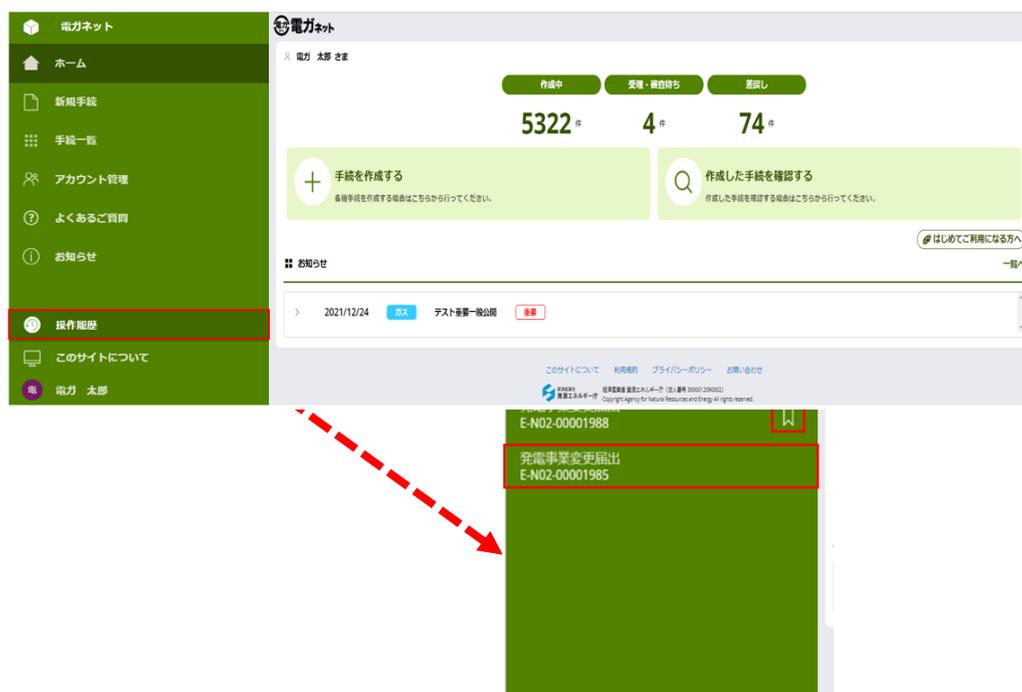
なお、CSV ファイルは以下の記述規則で出力されます。

#	記述規則	規則詳細
1	ファイル形式	CSV
2	区切り文字	半角カンマ
3	文字列囲み	ダブルコーテーション
4	文字コード	UTF-8 (BOM あり)
5	改行コード	CR/LF
6	ヘッダ項目情報	ヘッダ項目あり ※ヘッダ項目情報については、文字列囲みのダブルコーテーションなし
7	ファイルエンド情報	最終行あり
8	ファイル名	Export_[対象 CSV]_yyyymmdd ※対象 CSV は出力する CSV ファイルの種類によって異なる。 ※yyyymmdd は出力日。

3-4. 操作履歴の確認

メニューバーの〈操作履歴〉を押下すると、ログイン中に操作した手順の履歴が表示されます。

メニューバー→「操作履歴」(イメージ)



操作履歴に表示されている手順は、手順名の右にあるマークを押下することで、ブックマークに登録することができます。操作履歴にある手順を再度確認・編集したい場合は、該当する手順名を押下してください。手順参照画面に遷移します。手順を編集する場合は、右上の〈編集〉ボタンを押下すると、編集することが可能です。

3-5. 用語集

用語	意味
あ行	
アカウント	電ガネットを利用する際に利用者を識別するための識別情報。
委任	事業者が代理人として提出ができる状態のこと。
エラー	手続において、必須項目が入力されていない場合や、所定の条件が満たされていない場合など、誤りと判断した情報が検出されたことを知らせる機能。
さ行	
gBizID	デジタル庁が提供する1つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできるサービス。
gBizINFO	法人として登記されている約400万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地等を一括検索、閲覧するサービス。電ガネットでは、gBizINFOの情報から検索した法人情報を自動入力して画面に反映することが可能。 URL : https://info.gbiz.go.jp/
ソート	昇順や降順など、一定の順序性に基づいて、順番を並び替える機能。
た行	
ダウンロード	自身のコンピューター（PC）およびモバイル端末にデータを保存する機能。
タブ	画面の切り替えを実施することが可能となる見出し。
は行	
発電事業者	発電事業を営むことについて電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者。
プレビュー	電ガネットでアップロードした電子ファイルの中身を、画面上で表示する機能。
ら行	
ログイン	gBizIDを使用し、電ガネットにアクセスするための認証行為。利用開始するための契機。
ログアウト	gBizIDを使用し、電ガネットの利用を終了するための認証行為。
わ行	
ワーニング画面	手続において、不適切・不正確と判断した情報が検出されたことを注意喚起する機能。

4 よくある質問

質問 1：電ガネットで電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。

回答：下記をご準備ください。

- ①インターネットに接続可能なパソコン
- ②gBizID（ID/パスワード）
- ③届出・申請の提出に必要な情報
- ④メールアドレス（手続関連所管部署からご連絡させていただく際の宛先）

質問 2：電ガネットの利用にあたって、どのブラウザを使用すればよいですか。

回答：電ガネットのご利用にあたっては Google Chrome を推奨します。その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari も利用可能ですが、画面が正しく表示されない可能性がありますので、ご注意ください。なお、IE(Internet Explorer)は利用できません。

質問 3：電ガネットにはどうすればログインできますか。

回答：事前に gBizID を取得ください。gBizID を取得後に電ガネットへのリンクをクリックすると gBizID ログイン画面が表示されますので、取得したアカウント ID、パスワードを使ってログインしてください。gBizID へのリンクはポータルサイト上にあります。詳しくは GBIZID の HP をご参照ください。gBizID の HP：<https://gbiz-id.go.jp/>

質問 4：gBizID の取得の際、gBizID プライム、gBizID エントリーの 2 種類がありますが、どちらを申請すればよいですか。

回答：電ガネットご利用の場合は gBizID プライムを選択ください。アカウントの種類によって、以下の通り電ガネット利用権限が異なるので、ご希望の権限のアカウントを申請してください。

- ・ gBizID プライム：同一法人及び個人事業主内の gBizID メンバーが提出した全手続内容を参照可能。
- ・ gBizID メンバー：gBizID プライム配下に設定可能なアカウント。同一グループ内の他メンバーが提出した手続内容を参照可能。同一法人の gBizID メンバーが提出した全手続内容の参照は不可。
- ・ gBiz エントリー：電ガネットの利用不可。

質問 5 : gBizID の取得の際、複数の法令で申請・届出を行う場合は法令ごとにアカウントが必要ですか。

回答 : 法令ごとのアカウントは必要ありません。電ガネット内の申請は、1 つのアカウントで複数の法令の申請・届出が実施できます。

質問 6 : gBizID について、同じ電話番号を複数のアカウントで登録することはできますか。

回答 : 2 要素認証で使用する SMS 受信用電話番号（ショートメッセージサービスを受信できる端末・回線）は同じ電話番号での登録が可能です。詳しくは gBizID の HP をご参照ください。

gBizID の HP : <https://gbiz-id.go.jp/>

質問 7 : gBizID の取得の際、gBizID の委任申請は必要ですか。

回答 : 代理申請を実施する場合は、gBizID 上で委任関係を結んでいただくことを推奨しております。電ガネットでは gBizID での委任関係がなくても代理申請は可能ですが、その場合、別途委任状の添付や委任関係の確認等を実施させていただく可能性があります。

質問 8 : 法人ではなく個人で電子届出・申請をすることは可能ですか。

回答 : 可能です。なお、個人で電子届出・申請をする場合も gBizID を取得いただくことが必要です。

質問 9 : gBizID プライムの申請に時間がかかり、届出申請の期日に間に合わない場合の対応を教えてください。

回答 : ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 10 : 電ガネットのログイン ID・パスワードが分からない場合の対応を教えてください。

回答 : 電ガネットのログイン時は gBizID を利用します。gBizID の HP を参照の上、案内に従って操作を行ってください。詳しくは gBizID の HP をご参照ください。

gBizID の HP : <https://gbiz-id.go.jp/>

質問 11：ログインパスワード再発行のためのメールが届かない場合の対応を教えてください。

回答：メールが届かない場合、まずは以下をご確認ください。

<ケース 1> 登録メールアドレスの確認：登録メールアドレスが誤っていないか、ご確認をお願いいたします。

<ケース 2> 迷惑メール設定、迷惑メールフォルダーの確認：受信側の迷惑メール設定や受信拒否設定、なりすまし規制等により、迷惑フォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられている可能性が考えられます。振り分け設定や、迷惑フォルダ等のご確認をお願いいたします。

上記で解決しない場合は、gBizID ヘルプデスクにお問い合わせください。

質問 12：アカウント情報の編集は可能ですか。

回答：アカウント情報の変更は電ガネット上ではできません。gBizID サイトのマイページにログイン後、メニューの「このアカウントの管理」内の「プロフィールの変更」より変更してください。

質問 13：電子化対象の手続以外は、どのように提出するのですか。

回答：従来通り、紙媒体やメールにて提出してください。なお、電子化対象の手続は将来的に拡大していくことも検討しています。

質問 14：電子化対象手続は電子届出のみでの受付となりますか。

回答：電子届出・申請が困難な場合は、従来通り紙媒体やメールでの提出が可能です。ただし、紙媒体で提出した手続については、電ガネットから提出した手続情報として履歴確認はできません。

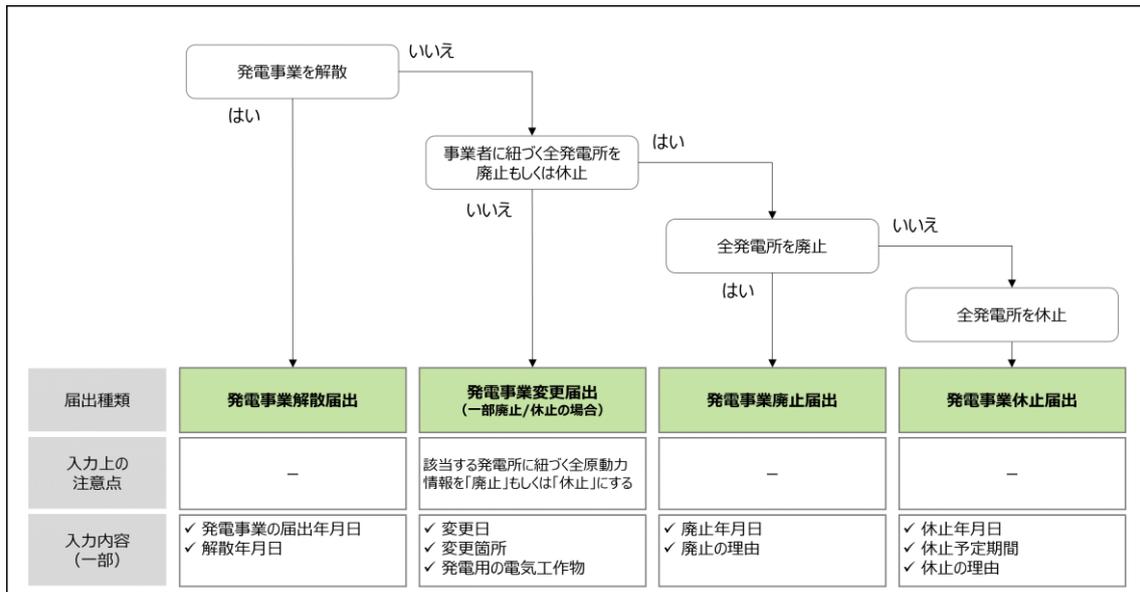
質問 15：代理で申請を行うことはできますか。

回答：可能です。代理申請を実施する場合は、gBizID 上で委任関係を結ぶことを推奨します。

質問 16：発電所または蓄電所の廃止・休止に関して、提出すべき手続を教えてください。

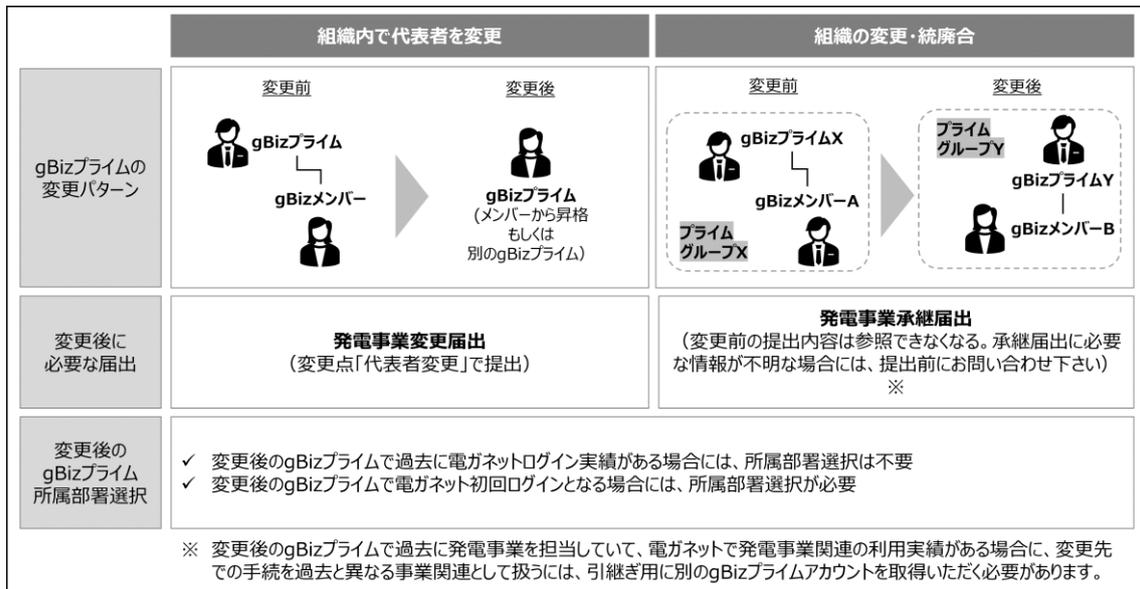
回答：全ての発電所および蓄電所を休止（全廃止）する場合は、発電事業休止（廃止）届出をご提出ください。一部の発電所または蓄電所を休止（廃止）する場合は、発電事業変更届出をご提出ください。

詳細は、下記の参考イメージをご確認ください。



質問 17：自治体等の組織内で代表が変更になる場合と、組織の変更・統廃合の場合に提出する手続の種類について教えてください。

回答：組織内で代表が変更になる場合は発電事業変更届出を、組織の変更・統廃合の場合は発電事業承継届出をご提出ください。その他の注意点については下記の参考イメージをご参照ください。



質問 18：電ガネットでは、外字（環境依存文字）は使用できますか。

回答：電ガネットでは、外字（環境依存文字）は使用できません。代替可能な常用漢字に置換して入力してください。

質問 19：個人事業主の場合、代表者役職には何を記載すればよいですか。

回答：特に決まりはございませんが、「代表」、「店長」などをご記入ください。

質問 20：基礎情報画面の連絡先情報とは何ですか。

回答：提出いただいた手続に関して、所管部署からご連絡させていただく際の宛先となります。なお、電ガネットからの通知や問合せのメールは提出者（gBizID 取得時に登録されているメールアドレス）にご連絡させていただきます。

質問 21：添付ファイルのアップロードがうまくいかない場合の対応を教えてください。

回答：PC がネットワークに接続されていることをご確認ください。次に、添付する項目に記載されている注意書きの条件（ファイル数、容量、形式）を満たしているかをご確認ください。それでもエラーが解消されない場合はお手数ですが、ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 22：添付ファイルのファイル名はどのようにしたら良いですか。

回答：特に指定はございませんが、ファイルの内容がわかるようなファイル名としてください。

質問 23：添付可能なファイルのデータ容量に制限はありますか。

回答：アップロード可能な添付ファイルのデータ容量上限は 1 ファイルあたり 10MB です。

質問 24：添付可能なファイル数はいくつですか。

回答：1 手続につきアップロード可能なファイル数は 10 件までです。

質問 25：一時保存した手続の編集方法を教えてください。

回答：一時保存した手続は、下記のいずれかの方法で編集いただくことができます。いずれの場合も、編集することができる場合に限りです。

◀「手続一覧」画面の「作成中の手続」から編集する方法▶

「手続一覧」画面の「作成中の手続」の表から、編集したい手続を選択します。

<<「手続一覧」画面の「すべての手続」から編集する方法>>

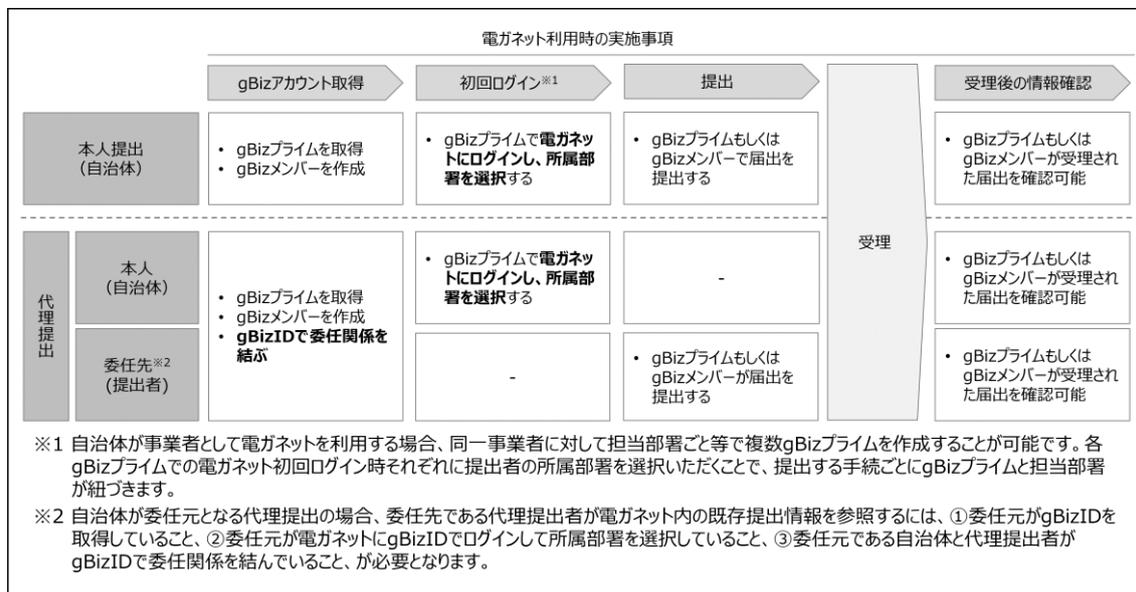
1. 「手続一覧」画面の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択します。
2. 表から編集したい手続を選択します。
3. 手続画面の右上の<編集> ボタンを押下します。

質問 26：提出先を間違えて手続を提出してしまった場合の対応を教えてください。

回答：ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 27：自治体が委任元となる代理申請についての注意点を教えてください。

回答：委任元の gBizID プライムでの電ガネットへの初回ログインや所属部署の選択等が必要となります。詳しくは下記の参考イメージをご確認ください。



質問 28 : 届出・申請の提出が完了できているのか確認する方法はありますか。

回答 : 「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続選択で、提出した届出・申請を検索し、該当手続のステータスが「作成中」「問合せ中」以外でしたら、その手続の提出は完了しております。受理・申請の審査が完了しているかの確認は、該当手続のステータスが「完了」となっていることを確認します。

質問 29 : 作成した届出・申請を探す方法はありますか。

回答 : 「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると、対象となる届出・申請の一覧が表示されます。

質問 30 : 提出済の届出・申請について、内容を確認する方法はありますか。

回答 : 「手続一覧」内の「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると、対象となる届出・申請の一覧が表示されます。該当する届出・申請の行をクリックすると、詳細内容画面が表示され内容を確認することができます。

質問 31 : 提出済の届出・申請について、受理・審査されたことが分かる通知書を受領することはできますか。

回答 : 受理・審査後の提出内容画面を印刷し、通知書の代替としてご使用いただくことが可能です。審査が完了すると、gBizID に登録されているメールアドレスに通知メールが届きます。当該メールに記載されている管理番号を基に、電ガネットにて受理・審査完了後の届出・申請の内容を確認できます。受理・審査完了後の届出・申請内容画面には、受理日と文書番号が記載されており、本画面を印刷して通知文書としてご利用いただく形になります。

質問 32 : 電ガネットを利用する前に紙書類で提出した手続を電ガネットにて参照することはできますか。

回答 : 電ガネットで参照可能な手続は、電ガネット上で提出された手続のみが参照可能です。

質問 33 : 各種通知メールはどのメールアドレスに配信されますか。

回答 : 提出者が gBizID に登録しているメールアドレスになります。電ガネット上では、「提出者情報」の「提出担当者」の「通知メール送付先メールアドレス」に記載されます。

質問 34：通知が届いていない場合の対応を教えてください。

回答：通知メールは、「提出者情報」の「提出担当者」の「通知メール送付先メールアドレス」欄に記載のメールアドレスに送信されます。メールアドレスを記載しているのに届かない場合は、受信側の迷惑メール設定や受信拒否設定、なりすまし規制等により、迷惑フォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられている可能性が考えられます。振り分け設定や、迷惑フォルダ等のご確認をお願いいたします。また、通知の内容は電ガネットの画面からも確認頂けます。「手続一覧」から対象手続を検索し、ご確認ください。

質問 35：受理された手続に対して、変更が生じた際、修正することはできますか。

回答：手続によって、対応が異なります。

- ・発電事業届出、発電事業変更届出、発電事業継承届出、発電事業休止(廃止)届出、発電事業解散については、新たに発電事業変更届出を提出いただく必要があります。
- ・電気工作物変更届出については、新たに電気工作物変更届出を提出いただく必要があります。
- ・特定自家用電気工作物設置者変更届出については、新たに特定自家用電気工作物設置者変更届出を提出いただく必要があります。

質問 36：手続を印刷する際にズレが発生する場合の解消方法を教えてください。

回答：電ガネットでは利用ブラウザとして Google Chrome を推奨しております。

Google Chrome をご利用ください。印刷の際は、印刷ボタンを押下後、用紙サイズを A4 に設定して印刷を実施してください。

質問 37：印刷して紙媒体で保管したいのですが、印刷機能はありますか。

回答：画面左上に印刷ボタンが表示されているページは、印刷ボタンを押下することで印刷が可能です。いずれの画面もブラウザの印刷機能で印刷することが可能ですが、画面レイアウトが正しく表示されないため、印刷ボタンがあるページでは、印刷機能をご利用いただくことを推奨いたします。

質問 38：電ガネットに関する問合せ先を教えてください。

回答：問合せ先は下記のヘルプデスクとなります。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00~18:00

質問 39 : 電ガネットのマニュアルはどこから確認できますか。

回答 : ポータルサイトや電ガネット上でご案内しています。ファイルをダウンロードし、ご確認ください。

質問 40 : 何分で自動ログアウト (タイムアウト) になりますか。

回答 : 無操作時間が 180 分経過すると自動的にログアウトされます。

質問 41 : 同じ内容の手続を複数提出してしまった場合の対応を教えてください。

回答 : 電ガネット上でひとつの手続を残してその他の手続を取下げいただくか、ヘルプデスクにご連絡ください。

質問 42 : 画面をスクロールなしで確認する方法はありますか。

回答 : ページサイズを縮小表示することで、スクロールの範囲を調整できます。ページサイズの調整は、「Ctrl」(Mac は「Command」) を押下しながら、「+」を押下すると拡大、「-」を押下すると縮小することが可能です。

改訂履歴

版	改訂内容	日付
初版	—	2022年4月6日
Ver.1.00	—	2022年4月26日
Ver.1.01	<ul style="list-style-type: none"> ・「1-2.電ガネットを利用した手続の流れ」における電ガネット利用イメージ図の差し替え、質問42の追記。 ・ボタン名表記の統一。 	2022年7月15日
Ver.1.02	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月リリース新機能の説明追加 ・一部の記載について修正 ・以下3届出の手順を追加 <ul style="list-style-type: none"> -電気工作物変更届出 -特定自家用電気工作物接続届出 -特定自家用電気工作物設置者変更届出 	2023年3月6日
Ver.1.03	<ul style="list-style-type: none"> ・電ガネット共通機能については別マニュアルとしたため、目次等を更新 	2023年3月24日
Ver2.00	<ul style="list-style-type: none"> ・納品用にバージョンを更改 	2023年4月1日
Ver2.01	<ul style="list-style-type: none"> ・新規手続の追加（発電事業の財務計算に関する諸表）に伴い、説明を追記 	2023年9月22日
Ver2.11	<ul style="list-style-type: none"> ・添付可能なファイル形式について、zipファイル形式のファイルを添付可能としたため、2-2-1.提出に補足説明を追記。 ・以下の新規手続追加に伴い、説明を追記。 	2023年11月17日

	<ul style="list-style-type: none"> -特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書 -特定自家用電気工作物が一般送配電事業の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書 ・メニュー構成変更に伴い、画像の差し替え 	
Ver2.12	<p>発電事業解散届出が事前届出から事後届出へ訂正となったことに伴い、発電事業解散届出の説明を一部修正。</p>	2024年1月15日
Ver3.00	R5年度追加機能反映。	2024年3月1日
Ver3.01	<p>R6年度追加機能に伴い、以下を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2-1. 手続作成の流れ」に発電5手続以外の手続について、過去手続複写が可能になったことの修正を反映。 ・「3-1. 手続の検索/確認」のすべての手続にバージョン選択の説明を追加。 ・「3-3. CSV出力」にて全ての手続がCSV出力になったことによる修正を反映。 	2025年2月21日
Ver4.00	令和6年度3月版	2025年3月21日
Ver4.01	<p>以下手続の説明を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.はじめに」【当マニュアルでの説明対象手続】へ設備資金報を追加。 ・「2-13. 設備資金報」を追加。 	2025年3月31日
Ver5.00	<p>システムバージョンアップに伴う仕様変更内容を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2-2-2. 問合せへの対応」、「3-1. 手続の検索/確認」の要対応手続一覧画面の画像を差替え。 ・「3-1. 手続の検索/確認」の要対応手続一覧画 	2025年6月24日

	面に関する説明文、フィルタ画面に関する説明文 を更新。	
--	--------------------------------	--